

令和7年第2回 琴浦町教育委員会定例会 日程〔成議書〕

と き：令和7年2月20日（木）13:30～

ところ：琴浦町役場本庁舎 第2会議室

1 開 会

2 議事録署名委員の指名（黒松委員、吉川委員）

3 教育長あいさつ

4 各課報告

（1）教育総務課

- ・校区外・区域外就学の承認について
- ・中学生相互交流事業（台湾）について
- ・主な学校関係行事

（2）社会教育課

- ・駅南駐車場防犯灯の倒壊について
- ・生涯学習センター改修工事の状況について
- ・琴浦町地域交流センター条例の制定について

（3）人権・同和教育課

- ・令和6年度琴浦町人権・同和教育部落懇談会について
- ・各学校における人権教育について（意見交換会）

5 議 事

議案第2号 琴浦町公民館条例の一部改正について〔承認〕

議案第3号 琴浦町社会体育施設条例の一部改正について〔承認〕

議案第4号 琴浦町就学援助支給に関する要綱の一部改正について〔承認〕

議案第5号 小中学校学校医の委嘱について〔承認〕

議案第6号 琴浦町就学援助支給基準について〔承認〕

議案第7号 区域外就学の承認について〔承認〕

議案第8号 琴浦町カウベル調理加工等施設の指定管理者の指定について〔承認〕

議案第9号 令和6年度（3月定例議会）補正予算要求について〔承認〕

議案第10号 令和7年度当初予算要求について〔承認〕

6 その他

(1) 生徒指導報告について

7 閉 会

【次回の予定】臨時会：令和7年3月12日（水） 8時30分～

定例会：令和7年3月26日（水） 10時00分～

令和 7 年 2 月教育委員会定例会報告

教育総務課

1. 校区外・区域外就学の承認について（別紙 1）
2. 中学生相互交流事業（台湾）について（別紙 2）
3. 主な学校関係行事
 - 3/11 中学校卒業式
 - 3/19 小学校卒業式
 - 3/24 修了式・離任式

校区外・区域外就学の承認について

次のとおり、琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱(平成 20 年教育委員会訓令第 3 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき承認しました。

【校区外就学】

番号	学年	校区外 就学校	指定校	校区外 就学期間	住所	認定 要件	備考
1	新小 3	船上小学校	赤碕小学校	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 11 年 3 月 31 日	琴浦町赤碕	(3)	新規
2	新中 1	赤碕中学校	東伯中学校	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日	琴浦町八橋	(9)	継続

【区域外就学】

番号	学年	校区外 就学校	指定校	校区外 就学期間	住所	認定 要件	備考
1	中 2	東伯中学校	倉吉市立 河北中学校	令和 7 年 2 月 17 日～ 令和 7 年 3 月 31 日	倉吉市新田	(1)	新規(兄妹)
2	小 6	浦安小学校	倉吉市立 上北条小学校	令和 7 年 2 月 17 日～ 令和 7 年 3 月 31 日	倉吉市新田	(1)	継続(兄妹)

【私立学校等就学届出者】

番号	学年	区域外 就学校	指定校	私立学校 就学年月日	住所	理由
1	新中 1	青翔開智 中学校	赤碕中学校	R7. 4. 1	琴浦町大字赤碕	私立学校等に入学が決定したため

〈参考〉

琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱(平成 20 年教育委員会訓令第 3 号)

(認定要件) 第 2 条

(1) 学年中途等の転居の場合	(2) 新築等により転居予定先区域の学校に就学する場合(転居先住所が確定している場合に限る。)
(3) 小学生の保護者が共に仕事に従事し、児童の下校後、自宅に保護者がいない事情にある者で、預かり先所在地の指定校に就学を希望する場合	(4) 児童生徒の心身の事情、いじめ、不登校等により、指定校へ通学することが困難であり、当該事情に即応した他の学校への就学を希望する場合
(5) 通学の利便性など地理的事情による場合	(6) DV、家庭事情等により、住民票の異動手続きができない場合
(7) 部活動等学校独自の活動による場合	(8) 兄弟姉妹が指定校を変更し、通学している学校への就学を希望する場合
(9) 校区外就学の承認を受けている児童が、当該区域への中学進学を希望する場合	(10) 校区外就学の事由の解消に伴い、指定校が変更となる場合に、周囲の環境又は友人関係を維持するため、今まで通っていた学校に引き続き通学を希望する場合

中学生相互交流事業（台湾）について

教育総務課

1 日南国民中学国際教育交流団受入れについて

受入れ期間 令和7年2月12日（水）～2月16日（日）

うち学校での交流は、13、14日の2日間

受入れ人数 学生9人（東伯中7・赤碕中2）、引率5人（先生4・通訳1）



日南国民中学国際教育交流団



東伯中歓迎会



赤碕中歓迎会



両校での学校交流の様子



台湾風献立の特別給食

生徒同士は、英語や iPad の翻訳機能を活用してコミュニケーションをとったり、実験や体験活動を主とした授業を一緒に行うなど、学校全体で国際交流を楽しんでいました。

2 令和7年度参加申込について

申込期間 令和7年2月25日（火）～3月28日（金）

派遣人数 12人を予定

3 相互交流事業計画

生徒派遣 令和7年7月30日（水）～8月3日（日）4泊5日

生徒受入 令和7年度は派遣のみとし、次回受入は令和8年7月の予定

※日南中との協議により、令和7年度以降は7月上旬に日南中学の生徒を受け入れ、7月下旬に琴浦町の生徒を派遣するよう日程が変更となった。

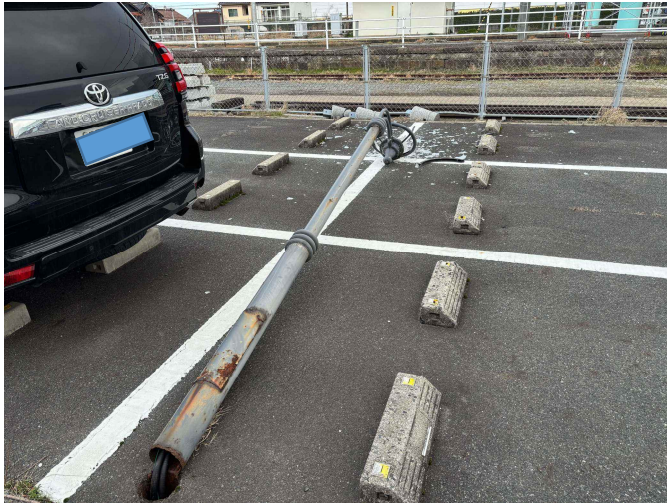
このことに伴い、日南中学生徒の受け入れが令和7年は2月、7月と短期間となることから、先方より令和7年7月は見送りたいと申し出があった。

1 駅南駐車場防犯灯の倒壊について

(1) 概要

1月30日早朝、駅南駐車場の防犯灯が倒壊していることを確認、強風の影響と思われる。(警報、注意報等の発令なし)

人的、物的被害は確認されていない。



(2) 応急対応について

飛散したガラス片は当日朝のうちに職員で片付け、倒壊した支柱は1月31日に町内業者により撤去を完了した。

また、駐車場契約者には経緯を説明し、物的被害は無い旨を確認。

(3) 今後の対応について

駅南駐車場及び生涯学習センター東側の防犯灯は、建設当初に設置したものが13本残っており、今回倒壊した防犯灯と同様に、腐食が進行している可能性がある。そのため、予備費を用いて今年度中に撤去を行う予定。

なお、修繕については、来年度予算にて行い、既設構造物に照明を取り付ける等の対応を行い、費用の削減を行う予定。(別紙1参照)

2 生涯学習センター改修工事の状況について

(1) 空調設備改修その他工事

空調設備改修工事は、2月末に館内の施工を終え、3月から請負者による水圧試験、動作確認、調整作業等を行う予定。

(2) 昇降機改修工事

最新の耐震性能を満たすように改修し、施工完了。

(3) 地下駐車場消火設備改修工事

空調工事完了後に現場着手予定。現在は、着工前の現場確認を行っている。7月末に完成の予定。

(4) 施設利用の再開について

4月1日から生涯学習センター、図書館本館の施設利用を再開する予定。

役場本庁舎ロビーの臨時図書館については、3月14日（金）まで開設予定。

なお、地下駐車場については、8月以降に利用可能となる見込み。住民への周知は、町報、ホームページ等で行う。

3 琴浦町地域交流センター条例の制定について（報告・別紙2）

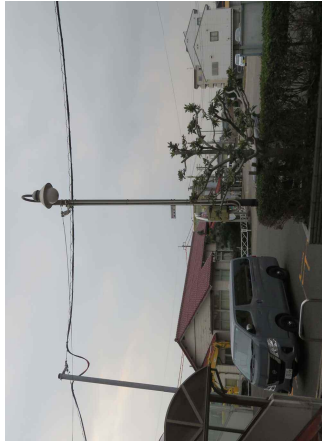
改修した旧安田小学校を生涯学習や交流、地域活動の拠点として位置づけるため条例制定を行う（総務課提出）。

安田地区については、年度末までに安田地区公民館を移転するとともに、安田地域づくり協議会の活動拠点として令和7年4月から使用開始する。

生涯学習センター防犯灯設置状況（復旧案含む）

別紙 1

代替照明設置候補
TCC支柱に設置



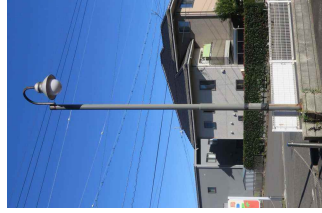
代替照明設置候補
TCC支柱（未使用）に設置



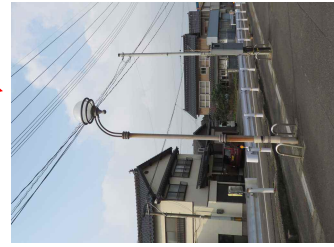
代替照明設置候補
壁面に設置



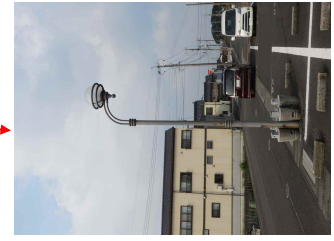
代替照明設置候補
無し



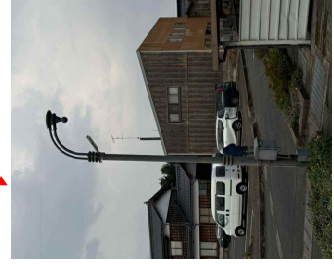
代替照明設置候補
無し



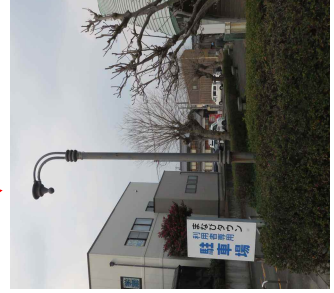
代替照明設置候補
電気引込み柱に設置



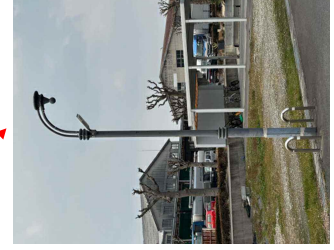
代替照明設置候補
無し



代替照明設置候補
駐輪場屋根等に設置



代替照明設置候補
跨線橋に設置



代替照明設置候補
無し



代替照明設置候補

3本のうち、西側1本は壁面で代替可

- 凡例（現状+ 照明復旧案）
- 既設防犯灯(13)
 - ✕ 防犯灯撤去箇所(2)
 - 支柱新設(4)
 - 既設構造物に照明設置(7)

令和 7 年琴浦町条例第 号

琴浦町地域交流センター条例

(設置)

第 1 条 町民の生涯学習及びコミュニティ活動の推進、住民の総合的な地域振興を図る拠点施設として、琴浦町地域交流センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
琴浦町安田地域交流センター	琴浦町大字篋津 318 番地 1 階

(管理)

第 3 条 施設の管理は町長が行う。

(事業)

第 4 条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条に定める公民館事業に関すること。
- (2) 住民自治の向上を図り、住民主体による地域づくりを進めていくために必要となる住民活動の支援及び事業の推進に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める事業に関すること。

(行為の制限等)

第 4 条 施設においては、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがある行為。
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、施設の管理上適当でないと認めること。

2 町長は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、施設への入場を拒み、又は施設からの退去を命ずることができる。

(損害賠償)

第5条 センターの利用者は、建物、附帯設備及び器具等を故意又は過失により汚損し、破損し、又は滅失したときは、速やかにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

1 令和 6 年度琴浦町人権・同和教育部落懇談会について

(1) 令和 6 年度実施状況

全体 154 部落／開催見込み 134 部落 (84%)

(2) 成果と課題

<成果>

- ・ 地域のつながりが希薄になる中、地域における支え合い（助け合い）の大切さについて住民同士で確認できた。
- ・ 数年ぶりの開催にもかかわらず、多くの部落で実施された。
(理由)：各地区事前研修に欠席の部落や開催しない意向の部落にも呼びかけを行った。
：身近で取り組みやすいテーマだった。(テーマ：「災害と人権」)
- ・ 様々な地域に町職員が出向くことで、町民と意見を交わす機会になり、町職員の研修にもつながった。

<課題>

- ・ 部落懇談会は、会場の容量的にも地域の代表者を中心とした研修になる。各家庭の人権啓発・学習については別の手立てが必要。
(T C C 人権啓発番組の活用等)

2 各学校における人権教育について（意見交換会）

○実施日：2月4日（火）校長会終了後

○参加者：各小中学校長、東伯・赤碕文化センター館長、人権・同和教育課

<赤碕中学校>

- ・ 部落差別については、地域の課題として取り組みを進めている。
- ・ 部落問題を大きな柱として人権学習を行っている。
- ・ 部落問題学習については保護者も含め、個人の気持ちを大切にしながら、差別の現実を伝える学習を進めるには、どのようにすればよいのか答えが出ていない。しかし、意識が薄くならないよう取り組みを行う必要がある。

<東伯中学校>

- ・ 車イスを使用する生徒がいたり、支援学級の生徒も多く、障がいのある人の人権を中心に、自分の思い（考え）を伝えることができるような人権学習を行っている。

<浦安小学校>

- ・ 学習会に地区出身であることを自覚して通っている子どもは今はいない。
- ・ 部落問題については、歴史の授業を通して学習し、差別を許さないという力を養いたい。

<聖郷小学校>

- ・ 学校教育目標にそって、専門部会、朝の挨拶、ほめほめ活動、聖郷のにじの取り組み、各学級での取り組みを通し、仲間づくりや他者を認めることができるよう取り組みを行っている。
- ・ 一方、なかなか他者を認めることが出来ない学級もある。うまくいかない面もあり、どうやって取り組んでいけばよいのか考えている。

<八橋小学校>

- ・ 2学期を中心に人権学習の取り組みを行っている。
- ・ 普段の日常的なことから友だちの良いところを探し、昼の放送で伝える取り組みを行っている。
- ・ 6年生では、個別の人権課題をテーマに地域に出かけ調査活動を行い、その中から自分自身を見つめる学習を行った。
- ・ 担任の教師が子どもが自分自身のこととして考えられるように上手に導いていたと思うが、教員の力量が必要となる。
- ・ 自分自身のこととして考える学習については、もう少し早い時期（4年5年）から始めてもよいのではないかとも思う。

<赤碕小学校>

- ・ 月1回、人権の専門部会で話し合いを行っている。その中で今年度全体計画を見直したときに、相手を大切にするという基本的な児童の姿が積み上がっていない現状があることを共通認識した。
- ・ 相手を大切にするために、人の話を聞く。話す人の方を見て話す。など、基本的なところを見直している。

<船上小学校>

- ・ 人権教育を柱として位置づけている。
- ・ 発達段階に応じた内容の人権学習を行っている。
- ・ 6年生では個別の人権課題を学習する中、自分自身にしっかり落とし込めているかが課題。また人権学習のボリュームが他の学年と比べて多いと感じている。

<今後に向けて>

- ・ 人権教育についての意見（情報）交換会を、定期的を開催する。
- ・ 各学校と繋がりを高め、相談しやすい関係づくりを行う。
- ・ 夏休みに教員向けの研修を各学校でできないか提案を行う。
- ・ 人権教育主任会を充実させる。

議案第 2 号

琴浦町公民館条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町公民館条例の一部を改正する議案を令和 7 年 3 月琴浦町議会定例会に提出することについて、地方教育行政の組織および運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 2 0 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 7 年 2 月 2 0 日 承 認

琴 浦 町 教 育 委 員 会

令和 7 年琴浦町条例第 号

琴浦町公民館条例の一部を改正する条例

琴浦町公民館条例(平成17年琴浦町条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
(名称及び位置) 第2条 公民館の名称、位置及び事業の主たる対象となる区域(以下「対象区域」という。)は、次表のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>対象区域</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>琴浦町立安田地区公民館</td><td>琴浦町大字筧津318番地</td><td>大字筧津 光 八幡 湯坂 梅田 尾張</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table> (公民館運営協議会) 第6条 公民館の運営について審議するため、各地区公民館に公民館運営協議会を置く。<u>ただし、琴浦町地域運営組織条例(令和6年琴浦町条例第3号)第6条に基づき認定された地域運営組織にその役割を兼ねさせることができる。</u> 2 及び 3 略	名称	位置	対象区域	略			琴浦町立安田地区公民館	琴浦町大字筧津318番地	大字筧津 光 八幡 湯坂 梅田 尾張	略			(名称及び位置) 第2条 公民館の名称、位置及び事業の主たる対象となる区域(以下「対象区域」という。)は、次表のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>対象区域</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>琴浦町立安田地区公民館</td><td>琴浦町大字筧津437番地</td><td>大字筧津 光 八幡 湯坂 梅田 尾張</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table> (公民館運営協議会) 第6条 公民館の運営について審議するため、各地区公民館に公民館運営協議会を置く。 2 及び 3 略	名称	位置	対象区域	略			琴浦町立安田地区公民館	琴浦町大字筧津437番地	大字筧津 光 八幡 湯坂 梅田 尾張	略		
名称	位置	対象区域																							
略																									
琴浦町立安田地区公民館	琴浦町大字筧津318番地	大字筧津 光 八幡 湯坂 梅田 尾張																							
略																									
名称	位置	対象区域																							
略																									
琴浦町立安田地区公民館	琴浦町大字筧津437番地	大字筧津 光 八幡 湯坂 梅田 尾張																							
略																									

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 3 号

琴浦町社会体育施設条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町社会体育施設条例の一部を改正する議案を令和 7 年 3 月琴浦町議会定例会に提出することについて、地方教育行政の組織および運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 2 0 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 7 年 2 月 2 0 日 承 認

琴 浦 町 教 育 委 員 会

令和 7 年琴浦町条例第 号

琴浦町社会体育施設条例の一部を改正する条例

琴浦町社会体育施設条例（平成16年琴浦町条例第106号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																						
(名称及び位置) 第 2 条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>施設名</th><th>施設場所</th></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>琴浦町立東伯武道館</td><td>琴浦町大字浦安119番地</td></tr> <tr> <td>琴浦町立安田体育館</td><td>琴浦町大字筧津318番地</td></tr> <tr> <td>琴浦町立安田運動場</td><td>琴浦町大字筧津318番地</td></tr> <tr> <td>琴浦町立以西体育館</td><td>琴浦町大字宮木203番地1</td></tr> <tr> <td>琴浦町立以西運動場</td><td>琴浦町大字宮木203番地1</td></tr> <tr> <td>琴浦町立古布庄体育館</td><td>琴浦町大字古長675番地</td></tr> </table>	施設名	施設場所	略		琴浦町立東伯武道館	琴浦町大字浦安119番地	琴浦町立安田体育館	琴浦町大字筧津318番地	琴浦町立安田運動場	琴浦町大字筧津318番地	琴浦町立以西体育館	琴浦町大字宮木203番地1	琴浦町立以西運動場	琴浦町大字宮木203番地1	琴浦町立古布庄体育館	琴浦町大字古長675番地	(名称及び位置) 第 2 条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>施設名</th><th>施設場所</th></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>琴浦町立東伯武道館</td><td>琴浦町大字浦安119番地</td></tr> </table>	施設名	施設場所	略		琴浦町立東伯武道館	琴浦町大字浦安119番地
施設名	施設場所																						
略																							
琴浦町立東伯武道館	琴浦町大字浦安119番地																						
琴浦町立安田体育館	琴浦町大字筧津318番地																						
琴浦町立安田運動場	琴浦町大字筧津318番地																						
琴浦町立以西体育館	琴浦町大字宮木203番地1																						
琴浦町立以西運動場	琴浦町大字宮木203番地1																						
琴浦町立古布庄体育館	琴浦町大字古長675番地																						
施設名	施設場所																						
略																							
琴浦町立東伯武道館	琴浦町大字浦安119番地																						
別表第 1（第 7 条関係）	別表第 1（第 7 条関係）																						

略
琴浦町立東伯武道館
琴浦町立安田体育館
琴浦町立安田運動場
琴浦町立以西体育館
琴浦町立以西運動場
琴浦町立古布庄体育館

別表第2（第9条関係）

（単位：円）

施設名	利用者区分		使用料		
			区分	施設使用料	照明使用料
略					
琴浦町立赤碕武道館	町内		1時間につき	160	220
	町外		1時間につき	330	440
琴浦町立東伯武道館	町内		1時間につき	160	220
	町外		1時間につき	330	440

略
琴浦町立東伯武道館

別表第2（第9条関係）

（単位：円）

施設名	利用者区分		使用料		
			区分	施設使用料	照明使用料
略					
町立赤碕武道館	町内		1時間につき	160	220
	町外		1時間につき	330	440
町立東伯武道館	町内		1時間につき	160	220
	町外		1時間につき	330	440

琴浦町立安田体育館	全面	町内		1時間につき	550	照明料込み
		町外		1時間につき	1,100	照明料込み
	半面	町内		1時間につき	275	照明料込み
		町外		1時間につき	550	照明料込み
琴浦町立安田運動場		町内		1時間につき	無料	330
		町外		1時間につき	440	660
琴浦町立以西体育館	全面	町内		1時間につき	550	照明料込み
		町外		1時間につき	1,100	照明料込み
	半面	町内		1時間につき	275	照明料込み

議案第 4 号

琴浦町就学援助費支給に関する要綱の一部改正について

琴浦町就学援助費支給に関する要綱の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 5 条第 1 項の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 0 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 7 年 2 月 2 0 日 承 認

琴 浦 町 教 育 委 員 会

令和 7 年琴浦町教育委員会訓令第 号

琴浦町就学援助支給に関する要綱の一部を改正する訓令

琴浦町就学援助支給に関する要綱(令和 5 年琴浦町教育委員会訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 2 号を次のように改める。

様式第1号(第6条関係)

年度 琴浦町就学援助支給申請書（新規・継続）

琴浦町教育委員会 様

琴浦町就学援助支給に関する要綱第6条の規定により、就学援助の支給を受けたいので申請します。

申請日	年 月 日	申請者	※自署の場合は押印を省略できます。
住宅の形態	持家 ・ 借家 ・ 借間		
住所	※アパート・マンション名・部屋番号等も記入		
電話番号	※平日の日中連絡が取れる連絡先を記入 () -		
児童生徒氏名	小中学校名・学年（ 年度）		
	琴浦町立	学校	年生
	琴浦町立	学校	年生
	琴浦町立	学校	年生
	琴浦町立	学校	年生
就学援助を希望する理由（該当する番号に○印）		添付書類等	
※生計同一で琴浦町外にお住まいの方がいる場合は別に書類が必要な場合がありますので教育委員会にご相談ください。			
1. 児童扶養手当の支給を受けている		申請者の同意が必要	
2. 生活保護を受けている			
3. 当該年度において生活保護が停止又は廃止された			
4. ひとり親等で市町村民税非課税を受けている			
5. 市町村民税の減免を受けている			
6. 経済的な事情により生活が困窮している		申請者等の同意が必要	
7. 個人の事業税の減免を受けている		減免決定通知書	
8. 固定資産税の減免を受けている			
9. 国民年金の掛金の減免を受けている			
10. 国民健康保険の保険料の減免又は徴収の猶予を受けている			
11. 生活福祉資金貸付等による貸付を受けている			
12. 当該年度において、家庭事情の変動等により所得が著しく減った		貸付決定通知書	
※内容に応じて提出いただく書類が異なるため教育委員会へご相談ください。			

※太枠の中を記入してください

★同意書（申請者氏名等をご記入ください）

※就学援助を希望する理由のうち、1～6に該当する場合、琴浦町教育委員会が認定に必要な調査を行うことで添付書類を省略できます。

※6に該当し申請者と同居の別世帯員がいる場合、別世帯員の同意が必要です。

同意書			
私は、琴浦町教育委員会が支給資格確認のため、私及び私と生計を同一にする者の課税情報、児童扶養手当等の支給に関する情報等を調査することに同意します。			
申請者氏名	印	生年月日	年 月 日
別世帯員氏名	印	生年月日	年 月 日
※自署の場合は押印を省略できます。			

様式第2号(第6条関係)

年度 琴浦町就学援助新入学児童生徒学用品費等入学前支給申請書

琴浦町教育委員会 様

琴浦町就学援助支給に関する要綱第6条の規定により、就学援助の支給を受けたいので申請します。

申請日	年 月 日	申請者	※自署の場合は押印を省略できます。
住宅の形態	持家 ・ 借家 ・ 借間		
住所	※アパート・マンション名・部屋番号等も記入		
電話番号	※平日の日中連絡が取れる連絡先を記入 () -		
児童生徒氏名	小中学校名・学年(年度)		
	琴浦町立	学校	年生
	琴浦町立	学校	年生
	琴浦町立	学校	年生
	琴浦町立	学校	年生
就学援助を希望する理由(該当する番号に○印)		添付書類等	
※生計同一で琴浦町外にお住まいの方がいる場合は別に書類が必要な場合があるため教育委員会にご相談ください。			
1. 児童扶養手当の支給を受けている		申請者の同意が必要	
2. 生活保護を受けている			
3. 当該年度において生活保護が停止又は廃止された			
4. ひとり親等で市町村民税非課税を受けている			
5. 市町村民税の減免を受けている			
6. 経済的な事情により生活が困窮している		申請者等の同意が必要	
7. 個人の事業税の減免を受けている		減免決定通知書	
8. 固定資産税の減免を受けている			
9. 国民年金の掛金の減免を受けている			
10. 国民健康保険の保険料の減免又は徴収の猶予を受けている			
11. 生活福祉資金貸付等による貸付を受けている			
12. 当該年度において、家庭事情の変動等により所得が著しく減った		貸付決定通知書	
※内容に応じて提出いただく書類が異なるため教育委員会へご相談ください。			

※太枠の中を記入してください

★同意書(申請者氏名等をご記入ください)

※就学援助を希望する理由のうち、1～6に該当する場合、琴浦町教育委員会が認定に必要な調査を行うことで添付書類を省略できます。

※6に該当し申請者と同居の別世帯員がいる場合、別世帯員の同意が必要です。

同意書			
私は、琴浦町教育委員会が支給資格確認のため、私及び私と生計を同一にする者の課税情報、児童扶養手当等の支給に関する情報等を調査することに同意します。			
申請者氏名	印	生年月日	年 月 日
別世帯員氏名	印	生年月日	年 月 日
※自署の場合は押印を省略できます。			

附 則

この訓令は令和7年3月1日から施行する。

議案第 5 号

学校医の委嘱について

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 条）第 23 条の規定に基づき、学校医等を別紙のとおり委嘱することについて、本委員会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 20 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 7 年 2 月 20 日 承 認

琴 浦 町 教 育 委 員 会

令和7年度 小・中学校医委嘱名簿

	校 医	歯科医	薬剤師	耳鼻科医	眼科医
浦安小学校	岡田耕一郎	石亀 裕通	黒木 大介	石津 吉彦	野島病院医師
聖郷小学校	妹尾 磯範	國竹 洋輔	山根 みどり		野島病院医師
八橋小学校	中本健太郎	橋本 康平	平福 恵理		野島病院医師
赤碕小学校	青木 哲哉	中久喜健也	松本 恵吾		野島病院医師
船上小学校	青木 哲哉	中久喜健也	原 利一郎		野島病院医師
東伯中学校	吉中 勇人	岡本 貴史	平福 恵理		野島病院医師
赤碕中学校	青木 哲哉	國竹 洋輔	家森 好恵		野島病院医師

議案第 6 号

令和 7 年度琴浦町就学援助支給基準について

令和 7 年度琴浦町就学援助支給基準を別紙のとおり定めることについて、琴浦町就学援助支給に関する要綱（平成 1 9 年教育委員会訓令第 1 号）第 5 条の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 0 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 7 年 2 月 2 0 日 承 認

琴 浦 町 教 育 委 員 会

令和7年度就学援助支給基準額表

1 学用品費、通学用品費（単位：円）

学 校 種 別	学年	学用品費・ 通学用品費	交付額			学用品費 通常必要とする学用品の購入費（実 験、実習教材含む） 通学用品費 （通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽 子等） *小中1年生は新入学児童生徒学用品 等に対応するため支給しない
			1回目	2回目	3回目	
小学校	1年	11,630	3,870	3,880	3,880	
	2～6年	13,900	4,630	4,630	4,640	
中学校	1年	22,730	7,570	7,580	7,580	
	2～3年	25,000	8,330	8,330	8,340	

2 校外活動費(泊を伴うもの)

小 学 校	実費(交通費、見学科のみ) 限度額3,690円	学校行事として行われるものに限り、年間1回限度額の範囲内で支給。宿泊費は除く。
中 学 校	実費(交通費、見学科のみ) 限度額6,210円	

3 校外活動費(泊を伴わないもの)

小 学 校	実費(交通費、見学科のみ) 限度額 1,600円	学校行事として行われるものに限る。芸術鑑賞は学校内で行われるものも含む。
中 学 校	実費(交通費、見学科のみ) 限度額 2,310円	

4 修学旅行費

小 学 校	実 費	交通費、宿泊費、見学科、保護者が均一に負担すべきこととなる経費
中 学 校	実 費	

5 生徒会費

中 学 校	実 費	中学校において、生徒会費として一律に負担すべきこととなる経費
-------	-----	--------------------------------

6 PTA会費

小 学 校	実 費	当該PTA活動に要する経費として一律に負担すべきこととなる経費
中 学 校	実 費	

7 卒業アルバム等購入費

小 学 校	実 費	児童生徒が小学校又は中学校を卒業するにあたって、当該小学校又は中学校が通常製作する卒業アルバム及び卒業記念写真等の購入に要する費用で、保護者が負担することとなる経費
中 学 校	実 費	

8 新入学児童生徒学用品費等

小 学 校	57,060	入学前または1学期に支給	新入学児童が必要とする学用品・通学用品（ランドセル、カバン、通学用服・靴、雨傘、上履き、帽子等）
中 学 校	63,000		

9 学校給食費

小 学 校	実費(実食数×1食あたり単価)	琴浦町会計に納入 年度末に精算、一括納入
中 学 校	実費(実食数×1食あたり単価)	

10 医 療 費

小 学 校	個人負担分全額 (現物)	教育委員会が発行した医療券のうち、医療機関から請求があったものについて支払う。 ※医療券は事前申請 ※学校保健安全法施行令第8条に定められた疾病
中 学 校	個人負担分全額 (現物)	

要保護及び準要保護児童生徒認定基準

就学援助とは、経済的理由によって義務教育を受けることが困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費等の一部を援助する制度である。

以下、認定基準

(1)要保護 現に保護を受けている者
児童・生徒 生活保護法第6条第2項に基づく要保護者であって教育扶助(単給又は併給)を受けている者

(2)準要保護 児童・生徒

- (ア)生活保護法に基づく保護の停止または廃止
- (イ)地方税法295条第1項に基づく市町村民税の非課税
- (ウ)地方税法323条に基づく市町村民税の減免
- (エ)地方税法72条の62に基づく個人の事業税の減免
- (オ)地方税法367条に基づく固定資産税の減免
- (カ)国民年金法第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の減免
- (キ)国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予
- (ク)児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給
- (ケ)生活福祉資金等貸付による貸付け
- (コ)その属する世帯の収入額が教育委員会が別に定める認定基準額に満たない者
- (サ)当該年度において、会社の倒産や事業の閉鎖若しくは、家庭事情の変動等により所得が著しく減った者で、支給の必要があると教育委員会が認めた者

(コ)に該当する者に関する判断基準

認定においては、以下の保護基準額を参考とする。

認定に係る積算は、申請のあった世帯に属する個々の世帯員に対し、国が示す特別支援就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額を使用する。

国が示す需要額測定による収入額が需要額の1.3倍未満の額である場合に支給認定とする。

支給申請期限について

琴浦町就学援助費支給に関する要綱第6条に定める教育委員会が指定する日は令和7年4月11日(金)までとし、指定する日以前に申請を行った者は要綱第10条に規定する支給期間とする。

議案第 7 号

区域外就学の承認について

琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱(平成20年教育委員会訓令第3号)の規定に基づき、下記申立内容のとおり承認することについて、本委員会の承認を求める。

申立内容

番号	学年	区域外 就学校	指定校	区域外 就学期間	住所	認定 要件	備考
1	小5	八橋小学校	倉吉市立 打吹小学校	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日まで	倉吉市津原	(4)	継続
2	中1	赤碕中学校	倉吉市立 河北中学校	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日まで	倉吉市 海田南町	(4)	継続
3	中1	東伯中学校	倉吉市立 河北中学校	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日まで	倉吉市新田	(4)	継続

令和 7 年 2 月 2 0 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 7 年 2 月 2 0 日 承 認

琴 浦 町 教 育 委 員 会

議案第 8 号

琴浦町カウベル調理加工等施設の指定管理者の指定について

別紙のとおり、琴浦町カウベル調理加工等施設の指定管理者の指定についての議案を令和 7 年 3 月琴浦町議会定例会に提出することについて、地方教育行政の組織および運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、本委員会の意見を求める、

令和 7 年 2 月 2 0 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 7 年 2 月 2 0 日 承 認

琴 浦 町 教 育 委 員 会

琴浦町カウベル調理加工等施設の指定管理者の指定について

次のとおり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 琴浦町カウベル調理加工等施設
- 2 指定管理者
 - (1) 住所 鳥取県倉吉市越殿町1409番地
 - (2) 団体名 鳥取中央農業協同組合
 - (3) 代表者 代表理事組合長 上 本 武
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 9 号

令和 6 年度（3 月定例議会）補正予算要求について

令和 6 年度教育費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 2 0 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 7 年 2 月 2 0 日 承 認

琴浦町教育委員会

1 基本情報

事業番号	353	事業名	学校給食事業				事業区分	☐ 新規 ☒ 継続	
担当課	教育総務課			担当係	学校給食センター				
予算区分	款	9	教育費	項	5	保健体育費	目	4	給食センター運営費
まちづくり ビジョン	②子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり					②子どもたちが安心して遊び、学べる環境づくり			
	重点項目	—							

2 補正後の事業費等

項目	補正前 (千円)	今回 補正額 (千円)	財源内訳					備考	
			国庫 支出金	県支出金	その他 (収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
10号補正 3月定例	228,813	86,490	0	0	0	85,900	590	過疎対策事業債 85,900千円	
補正後 (千円)		315,303	0	341	90,478	135,900	88,584		

3 事業の概要

補正の概要	・耐用年数を超え、老朽化が進んでいる給食センター設備について年次計画により更新を行っているが、R7年度に計画していた食器・食缶等洗浄機システムの更新を前倒しで実施するもの。			
補正の内容	(単位：千円)			
	細事業等	内容	補正額	財源内訳
	給食センター設備更新 R7繰越事業	○食器、食缶等洗浄機システム 1式 86,490千円 (内訳) 超音波洗浄機 1式 食缶前処理機 1式 システム食缶洗浄機 1式 食器浸漬機 1式 トレー供給装置 1式 食器供給装置 1式 システム食器・トレー洗浄機 1式 トレー整理ディスペンサー 1式 食器整理装置 1式 	86,490	過疎債 85,900 町 590
合計			86,490	
これまでの 取組状況や 改善点等				

令和 6 年度 事業説明書



一般会計

1 基本情報

事業番号	677	事業名	以西地区公民館事業				事業区分	☐ 新規 ☒ 継続	
担当課	社会教育課			担当係	生涯学習係				
予算区分	款	9	教育費	項	4	社会教育費	目	2	公民館費
まちづくり ビジョン	②子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり					⑤大人に対する学びの環境づくり			
	重点項目	ふるさとへの愛着を深める、地域に根差した体験と学びの展開							

2 補正後の事業費等

項目	補正前	今回補正額	財源内訳					備考	
			国庫支出金	県支出金	その他	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
10号補正3月定例	2,886	101,459	0	0	0	91,000	10,459	過疎対策事業債	91,000千円
補正後		104,345	0	0	1,385	91,000	11,960	その他施設利用料	1,385千円

3 事業の概要

補正の概要	旧以西小学校の改修にかかる設計、監理及び工事費の増額（※R7へ繰越）			
補正の内容	（単位：千円）			
	細事業等	内容	補正額	財源内訳
	旧以西小学校改修事業	旧以西小学校を改修し、公民館を移転するとともに地域活動の拠点として整備する。（※R7へ繰越） ○設計委託料 1,065千円 ○監理委託料 7,841千円 ○工事請負費 92,553千円	101,459	増額町債 91,000 町10,459
	合計		101,459	
これまでの取組状況や改善点等				

令和 6 年度 事業説明書



一般会計

1 基本情報

事業番号	351	事業名	東伯総合公園管理事業				事業区分	☐ 新規 ☒ 継続	
担当課	社会教育課			担当係	社会体育係				
予算区分	款	9	教育費	項	5	保健体育費	目	3	体育施設費
まちづくり ビジョン	③誰もが生きがいをもって輝けるまちづくり					⑥誰もが利用したくなる運動拠点施設の整備			
	重点項目	—							

2 補正後の事業費等

項目	補正前	今回 補正額	財源内訳					備考
			国庫 支出金	県支出金	その他	町債	一般財源	
10号補正 3月定例	25,198	△ 4,367	0	0	0	0	△ 4,367	
補正後		20,831	0	0	1,356	0	19,475	その他 施設利用料1,356千円

3 事業の概要

補正の概要	水源地井戸水圧ポンプ取替工事を予定していたが、R7年度に上水道接続に向けて上水道施設管路実施設計を予定しており、その中で井戸水圧ポンプの使用についても検討することとなったため、本年度工事を取り下げたもの。			
補正の内容	(単位：千円)			
	細事業等	内容	補正額	財源内訳
	工事請負費	東伯総合公園水源地井戸水圧ポンプ取替工事の取り下げによる減額 △4,367千円	△ 4,367	
	合計		△ 4,367	
これまでの 取組状況や 改善点等				

令和 6 年度 事業説明書



一般会計

1 基本情報

事業番号	571	事業名	赤碕隣保館運営費	事業区分	☐ 新規 ☒ 継続
担当課	人権・同和教育課	担当係	人権教育推進係		
予算区分	款 3 民生費	項 1 社会福祉費	目 4 隣保館運営費		
まちづくりビジョン	③誰もが生きがいをもって輝けるまちづくり ①誰一人取り残さない地域内での福祉の充実				
重点項目	ふるさとへの愛着を深める、地域に根差した体験と学びの展開				

2 補正後の事業費等

項目	補正前 (千円)	今回 補正額 (千円)	財源内訳					備考	
			国庫 支出金	県支出金	その他 (収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
10号補正 3月定例	4,095	2,222	0	0	0	0	2,222		
補正後 (千円)		6,317	0	1,850	30	0	4,437		

3 事業の概要

補正の概要	令和5年度鳥取県隣保館運営費等補助金の額確定に伴う補助金の返納			
補正の内容	(単位：千円)			
	細事業等	内容	補正額	財源内訳
	返納金	令和5年度返納額 交付決定額 確定見込額 返納額 11,813千円 - 9,591千円 = 2,222千円	2,222	単町
	合計		2,222	
これまでの 取組状況や 改善点等				

議案第 10 号

令和 7 年度当初予算要求について

令和 7 年度教育費当初予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 20 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 7 年 2 月 20 日 承 認

琴浦町教育委員会

「琴浦町のふるさと教育」の充実

- ・琴浦Myスター推進事業 914千円
地域を題材とした各校独自のふるさと教育を進めます。
- ・新聞を活用した地域学習 【新】187千円
地元新聞社によるNIE(新聞を活用した学習活動)ソフトを導入し、情報収集や情報発信を通して、地域学習を深めます。
- ・中学校部活動の地域連携促進
部活動指導員、外部指導者の活用により地域連携を進めます。
町内中学校による合同部活動モデル事業を一部で試行します。
- ・台湾中学生との相互交流事業 2,440千円
台湾日南中学校への生徒派遣(12名)を行います。

学校教育環境の整備

- ・第2期GIGAスクール構想【新】 90,480千円
一人一台タブレット端末の更新
鳥取県共同調達に参加、町内1,335台を一斉更新します。
近隣自治体の状況等を踏まえて学習支援ソフトを見直します。
セキュリティソフトを新規で導入します。
通信ネットワーク機器の更新を行います。
引き続き中学校に採点ソフトを導入します。
中学校教科書改訂に伴いデジタル教科書等を整備します。
中学校区ごとにICT支援員を配置し、教育DXを進めます。

多様なニーズに応える学びのセーフティネット

- ・少人数学級 【拡】12,000千円
県基準により小学校1学級の児童数を30人以下とします。
(中学校は1年生33人以下、2.3年生は35人以下)
- ・特別支援教育の充実
適切な就学に向けた支援や相談等に丁寧に対応します。
教育ニーズにあわせて学習支援員等を配置します。
- ・不登校の未然防止と居場所づくり
組織対応によるアセスメントで未然防止に努めます。
校内サポート教室等、安心できる居場所を作ります。
フリースクールなど学校外での学びを支援します。
- ・給食費保護者負担の軽減 15,503千円
給食費単価を増額し、給食の質を確保します。
保護者負担額を据置きとし、保護者負担を軽減します。

- ・東伯中学校エアコン新設工事 46,043千円
年次計画により実施している町内各学校普通教室以外の空調設備の更新、新設事業を実施します。
R5 浦安小、聖郷小、赤碕小、船上小
R6 八橋小
R6 赤碕中、東伯中更新のみ
R7 東伯中新設

琴浦Myスター ☆ - 地域を担う人材の育成 -	・地域の一員としてふるさとを大切にすることを大切にする心を持つ ・琴浦町に誇りと愛着を持ち、継承・発展させようという意欲を持つ ・ふるさとに根ざし、グローバルな視点で考え行動することができる ・将来にわたり、様々な場面で地域を支えていくことができる
--	--

① 出会う	体験活動や交流を通して地域にふれ、愛着を持つ。	③ 考える	地域について学んだことを掘り下げ、自分ごととして考える。
② 気付く	地域を知り、良さをすることで、地域の一員としての自覚を持つ。	④ 行動する	地域をよくするために自分ができていることを考え実践する。

令和7年度の主な取組 ～地域の協力を得ながら、各校独自のふるさと学習をすすめます～

八橋小	浦安小	聖郷小	赤碕小
○あごカツカレーバーガー作り体験 ○ゲストティーチャーによるふるさと教育 ○梨栽培体験 【経費】 ・ゲストティーチャー謝金 10,000円 （8,000円+2,000円） ・農園借上料 80,000円	○町の文化に触れ、学ぶ体験（絵画、書道、華道、合唱、演奏、写真等） ○逢束おどり体験、陶芸体験 ○ゲストティーチャーによるふるさと教育 ○新聞アプリを活用したNIE教育 ○梨栽培体験 【経費】 ・ゲストティーチャー謝金 36,000円 （2,000円×18人） ・文化体験謝金 16,000円 （8,000円×2人） ・農園借上料 80,000円 ・新聞アプリ 94,380円 （660円×143人〔3～6年生〕）	○開かれた学校づくり（聖郷カフェ） ○志授業（志を立て、郷土へ貢献する心を育てる） ○ゲストティーチャーによるふるさと教育 ○新聞アプリを活用したNIE教育 ○梨栽培体験 【経費】 ・ゲストティーチャー謝金 30,000円 （2,000円×15人） ・聖郷カフェ消耗品 18,000円 （3,000円×6回） ・農園借上料 80,000円 ・新聞アプリ 43,560円 （660円×66人〔3～6年生〕）	○海を元気にしよう～岩田弘さんと力を合わせて～ ○誰もが住みよい町にするために～百寿苑さんに学ぶ～ ○「鳥の劇場」による演技指導 ○ゲストティーチャーによるふるさと教育 ○梨栽培体験 【経費】 ・演技指導謝礼 20,000円 ・農園借上料 80,000円

船上小	東伯中	赤碕中
○新聞アプリを活用したNIE教育 ○ジョイント栽培農園見学 ○梨栽培体験 【経費】 ・ゲストティーチャー謝金 8,000円 （8,000円×1人） ・農園借上料 80,000円 ・新聞アプリ 48,840円 （660円×74人〔3～6年生〕）	○地域PR動画作成（鳥取県「ふるさとキャリア教育C Mコンテスト」に参加） ○地域伝統芸能体験 ○CHA CHA CHAプログラム ○ゲストティーチャーによるふるさと教育 ○わくわく東伯 【経費】 ・ゲストティーチャー謝金 20,000円（2,000円×10人） ・地域伝統芸能謝金 30,000円（2,000円×3人×5回） ・わくわく東伯保険料 45,900円（540円×85人）	○「鳥の劇場」による校内文化祭における人権劇の演技指導 ○「鳥の劇場」によるコミュニケーション能力を高めるワークショップ ○わくわく赤碕 【経費】 ・演技指導謝礼 100,000円 ・ワークショップ謝礼 100,000円 ・照明・音響機材の運搬・指導謝礼 40,000円 ・社会人インタビュー謝礼 10,000円（2,000円×5人） ・わくわく赤碕保険料 29,700円（540円×55人）

第2期GIGAスクール構想による1人1台端末の更新

児童・生徒用タブレット端末等の整備状況

令和元年度	Windows端末（リース）	278台	町費
令和2年度	iPad端末	1,057台	GIGA
	校内LANネットワーク整備	一式	GIGA
	端末保管庫	40台	GIGA



令和7年度整備計画

iPad端末 1,324台 (鳥取県共同調達により整備)
リースでの整備
—

iOSの更新サポートが5年程度、端末管理ソフトのライセンス契約が5年単位となっていることから、令和7年度に端末更新を行うこととした。

リースおよび購入での導入を比較し、費用負担額から購入を選択した。

OSの選定にあたっては、教員の人事異動等を踏まえ中部地区の状況を踏まえて選定した。

学習支援ソフトについてはも、中部地区の状況や教職員の意見等を踏まえて検討。

- 都道府県を中心とした共同調達等など、計画的・効率的な端末整備を推進。

<1人1台端末・補助単価等>

- 補助基準額：5.5万円/台
- 予備機：15%以内
- 補助率：3分の2

※児童生徒全員分の端末（予備機含む）が補助対象。

<入出力支援装置>

視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒の障害に対応した入出力支援装置（予備機含む）の整備を支援。

- 補助率：10分の10

(基金のイメージ)



公立学校情報機器整備事業費補助金の概要

共同調達について

導入端末は各自治体が選定し、端末ごとに公募型プロポーザル受注者選定等評価委員会を開催

iPad 11自治体

Chrombook 5自治体

導入スケジュール

3/24	提案事業者プレゼンテーション
4/1～9	補助金交付申請
4/10	購入契約締結
8/24	納入期限
～9月上旬	各種設定等作業

令和7年度 事業説明書

1 基本情報

一般会計

事業番号	243	事業名	教育委員会費		事業区分	□新規 ■継続	
担当課	教育総務課			担当係	総務係		
予算区分	款	9 教育費	項	1 教育総務費	目	1 教育委員会費	
まちづくり ビジョン	(2) 子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり				① 子どもの成長に寄り添い、まちの特色を活かした教育の推進		
	重点事業						

2 当該年度の事業費

(単位：千円)

	事業費	事業費財源内訳					備考	
		国庫 支出金	県支出金	その他 (収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
当初予算額	2,201	0	0	0	0	2,201		
前年度予算額	2,034 (比較：167)				前々年度決算額		1,815 (比較：386)	
トータルコスト	5,003	一般職人件費		2,802 (0.4人)			会計年度職員人件費	(0人)

3 事業の概要

事業の目的 (なんのために)	教育委員会は教育行政における重要事項や基本的事項を決定、これに基づき教育長が具体の事務を執行する。事務執行状況を監視、評価し、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現する。			
前年度からの 改善点等	-			
前年度評価で 整理した 取り組みの内容	引き続き、教育現場の状況などの把握に努める。また、各種研修会等を通じて教育行政について見識を広げるとともに、今後の琴浦町の教育行政のあり方について検討を行う。			
細事業等	内容	予算額 (千円)	財源内訳	前年度との変更点
教育委員会 運営	月1回の定例会のほか、必要に応じて臨時会により必要事項を決定する。 学校訪問のほか学校行事や地域行事等への参加を通じて、学校や地域の実情、課題の的確な把握に努めるとともに、教職員の働き方改革をはじめとする学校現場の諸課題や地域課題に関する各種研修に積極的に参加する。 総合教育会議における意見交換により、教育行政に関する方向性などについて町長との連携強化に努める。 ・委員報酬 1,951千円 ・委員旅費 143千円 ・消耗品 12千円 ・負担金 95千円	2,201	単町	・中国地区市町村教育委員会連合会研修会(隔年)に参加
合計		2,201		
その他事業内容				

令和7年度 事業説明書

1 基本情報

一般会計

事業番号	245	事業名	教育委員会事務局費			事業区分	□新規 ■継続	
担当課	教育総務課			担当係	総務係			
予算区分	款	9 教育費	項	1 教育総務費	目	2 事務局費		
まちづくり ビジョン	(2) 子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり				① 子どもの成長に寄り添い、まちの特色を活かした教育の推進			
	重点事業							

2 当該年度の事業費

(単位：千円)

	事業費	事業費財源内訳					備考	
		国庫 支出金	県支出金	その他 (収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
当初予算額	38,713	0	475	2,701	11,700	23,837	ふるさと未来夢基金繰入金 2,700千円 聖郷小学校門脇教育図書 購入基金利子 1千円	過疎債 11,700千円
前年度予算額	37,024 (比較：1,689)				前々年度決算額		26,894 (比較：11,819)	
トータルコスト	56,200	一般職人件費		7,005 (1人)			会計年度職員人件費	10,482 (3人)

3 事業の概要

事業の目的 (なんのために)	町立小中学校教職員の健康管理のほか県内全市町村で使用する校務用システム環境の整備など、町内の小中学生全般に関わる事務を行うことで義務教育環境を整える。 鳥取県基準による少人数学級を実現するとともに、不登校児童生徒の支援を行う。			
前年度からの 改善点等	小学校は全学年で30人以下学級とする。(鳥取県基準) 学校医等の公務災害補償にかかる事務を鳥取県町村総合事務組合へ移管。			
前年度評価で 整理した 取り組みの内容	県費負担教職員の増員、処遇改善等については、引き続き国や県に働きかけを行う。 日本語支援や特別な支援を必要とする児童生徒が増加する中、きめ細かな対応ができるよう、引き続き学習支援員等の配置を行う必要がある。			
細事業等	内容	予算額 (千円)	財源内訳	前年度との変更点
義務教育環境の整備	教職員の校務用PCシステム環境の整備や児童生徒全般に関わる事務を行う。 ・少人数学級協力負担金 12,000千円 ・学校医等公務災害補助事務負担金 110千円 ・教育ネットワーク保守委託料 2,640千円 ・校務用PC、プリンター等リース料 15,035千円 ・就学指導推進協議会負担金 36千円 ・中部子ども支援センター負担金 1,964千円 ・郡小・中学校負担金 327千円 ・学校業務支援システム負担金 2,294千円 ・通信運搬費(学校公用携帯) 252千円 ・手数料 97千円 ・聖郷小学校門脇教育図書購入基金利子積立金 1千円	34,756	県475、町14,356	・少人数学級負担金 2,000千円×5学級分 小学校：赤碕小5、6年生 浦安小3、4年、5年生 中学校：東伯中2年生 ・学校医等に係る公務災害補償事務を県町村総合事務組合に移管することに伴い、負担金を計上
教職員の健康管理	町内の小中学校に勤務する教職員に対し健康診断等を実施する。 ・健康診断実施手数料 1,672千円 ・教職員ストレスチェック手数料 36千円 ・産業医面接指導委託料 100千円	1,808	単町	
就学支援診断書料助成事業	東伯郡就学指導委員会での審査に必要な診断書の取得に係る費用の一部を助成する。 ・琴浦町就学支援診断書料補助金 135千円 助成対象：審査に必要な診断書料 助成内容：診断書料の全額(上限3,000円/件)	135	単町	
フリースクール利用料助成事業	フリースクール利用料の一部を助成する。 ・琴浦町フリースクール利用料補助金 1,440千円 助成対象：授業料等、交通費 助成金額：授業料等の全額(上限30千円/月)、交通費全額(公共交通機関)	1,440	県475、町965	助成上限額を引き上げ(2万円→3万円)
教育委員会事務局運営費	事務局の運営を行う。 ・報償金 11千円 ・普通旅費 229千円 ・教育長交際費 20千円 ・消耗品 193千円 ・燃料費 59千円 ・修繕料 20千円 ・通信運搬費 11千円 ・自動車保険料 31千円	574	単町	
合計		38,713		
その他事業内容				



令和7年度 事業説明書

1 基本情報

一般会計

事業番号	246	事業名	ALT配置事業			事業区分	□新規 ■継続	
担当課	教育総務課			担当係	総務係			
予算区分	款	9 教育費	項	1 教育総務費	目	2 事務局費		
まちづくり ビジョン	(2) 子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり				④ グローバルな社会で活躍できる人材の育成			
	重点事業							

2 当該年度の事業費

(単位：千円)

	事業費	事業費財源内訳					備考	
		国庫支出金	県支出金	その他(収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
当初予算額	7,870	0	0	0	5,600	2,270		過疎債 5,600千円
前年度予算額	7,015 (比較：855)				前々年度決算額		6,814 (比較：1,056)	
トータルコスト	12,683	一般職人件費		700 (0.1人)			会計年度職員人件費	4,113 (2人)

3 事業の概要

事業の目的 (なんのために)	学校生活の中で外国語や外国文化に興味を持つきっかけを作ること、外国語に対して苦手意識を持つことなく、コミュニケーション手法の一つとしての英語力を身につけた人材を育成する。			
前年度からの 改善点等	-			
前年度評価で 整理した 取り組みの内容	引き続き各中学校に1人ずつ、小学校に1人、ALTを配置する。 授業以外での活動について各校の意見を取り入れながら拡充し、英語力の向上に努める。			
細事業等	内容	予算額 (千円)	財源内訳	前年度との変更点
小学校ALT 配置事業	児童が外国語に親しむ機会とするため、小学校にALTを派遣する。 1名のALTが町内5つの小学校を巡回。 ・ALT派遣委託料 5,676千円	5,676	単町	
中学校ALT 配置事業	中学校2校にALT(JETプログラム)を配置する。 ・ALT住居費用(家賃補助金)等 371千円 ・ALT受入及び帰国負担金 等 1,823千円	2,194	単町	・ALT交代のため負担金(渡航費)が増額
合計		7,870		
その他事業内容				

令和7年度 事業説明書

1 基本情報

一般会計

事業番号	247	事業名	進学支援事業			事業区分	□新規 ■継続	
担当課	教育総務課			担当係	総務係			
予算区分	款	9 教育費	項	1 教育総務費	目	2 事務局費		
まちづくり ビジョン	(2) 子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり				④ グローバルな社会で活躍できる人材の育成			
	重点事業							

2 当該年度の事業費

(単位：千円)

	事業費	事業費財源内訳					備考	
		国庫 支出金	県支出金	その他 (収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
当初予算額	8,139	0	2,359	5,421	0	359	ふるさと未来夢基金繰入金 2,000千円 林原育英奨学基金繰入金 3,180千円 林原育英学貸与元金収入 240千円 林原育英奨学基金利子 1千円	
前年度予算額	8,233 (比較：△94)				前々年度決算額		10,574 (比較：△2,435)	
トータルコスト	8,839	一般職人件費		700 (0.1人)			会計年度職員人件費	(0人)

3 事業の概要

事業の目的 (なんのために)	高校への通学にかかる経費負担を軽減し、修学機会を拡大する。			
前年度からの 改善点等	オンライン申請を一部で導入し、保護者の負担軽減を図る。			
前年度評価で 整理した 取り組みの内容	対象者への周知方法について、さらに工夫を行う。 申請手続きの簡素化などについても検討する。			
細事業等	内容	予算額 (千円)	財源内訳	前年度との変更点
高校生等通 学費補助事 業	町内の高校生等がＪＲや路線バス、琴浦町営バスを利用する内の通学費の一部を助成する。 ・高校生通学費補助金 4,500千円 対 象：ＪＲ通学定期券代、バス定期代（一部） 助成額：月額7,000円を超える額 ・高校生町内バス通学費補助金 218千円 対 象：琴浦町営バス通学定期券代 助成額：定期券代の8割	4,718	県1/2、町1/2	
林原育英奨 学資金貸付 事業	高校、大学等への進学を支援するため、奨学資金（無利子）を貸与する。 ・奨学金貸付金 3,180千円 大学生 月額 6万円 高校生 月額 1万円 大学等入学支度金 30万円 ・基金積立金 240千円 ・基金利子積立金 1千円	3,421	その他	
合計		8,139		
その他事業内容				

令和7年度 事業説明書

1 基本情報

一般会計

事業番号	1533	事業名	ICT教育推進事業			事業区分	□新規 ■継続	
担当課	教育総務課			担当係	総務係			
予算区分	款	9 教育費	項	1 教育総務費	目	2 事務局費		
まちづくり ビジョン	(2) 子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり				③ ICT を活用した個別最適な学びの提供			
	重点事業	ふるさとへの愛着を深める、地域に根ざした体験と学びの展開						

2 当該年度の事業費

(単位：千円)

	事業費	事業費財源内訳					備考	
		国庫支出金	県支出金	その他(収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
当初予算額	89,813	0	49,507	30,000	0	10,306	ふるさと未来夢基金繰入金 30,000千円	
前年度予算額	6,169 (比較：83,644)				前々年度決算額		29,586 (比較：60,227)	
トータルコスト	97,011	一般職人件費		700 (0.1人)		会計年度職員人件費		6,498 (2人)

3 事業の概要

事業の目的 (なんのために)	すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、ICTを活用した教育を推進する。			
前年度からの改善点等	第2期GIGAスクール構想として、県全体での共同調達により児童生徒1人1台タブレット端末等の更新を行う。 あわせてセキュリティソフト、学習支援ソフト等を導入する。 校内WiFi機器の保守・ライセンス期限を迎えるため、更新(リース)を行う。			
前年度評価で整理した取り組みの内容	タブレット端末、プロジェクタその他近年多くの機器を導入しており、計画的な更新について検討を行う。 あわせて、これら機器を広く活用するため、ソフト面の検討も行う。 ICT支援員の配置等、支援体制について検討を行う。			
細事業等	内容	予算額 (千円)	財源内訳	前年度との変更点
ICT活用環境整備 【改善】	ICTを活用した学習を効果的に進めるため、必要なソフトウェアの導入およびWiFi環境等のハードウェアの整備を行う。 ・学習支援ソフト(ロイロノート、ドリルパーク)使用料 1,924千円 ・セキュリティソフト使用料 642千円 ・中学校テスト採点ソフト使用料 231千円 ・校内WiFi機器更新リース料 4,555千円 (ルーター、スイッチ、ネットワーク管理ソフト等) ・タブレット修繕料 140千円 ・持ち帰り学習用モバイルルーター貸与 990千円 ・校内インターネット回線利用料(TCC) 555千円 ・手数料その他 528千円	9,565	県961、町8,604	・学習支援ソフトの見直し(ミライシード→ロイロノート*) *R7は試験導入のため1年間無料 ・セキュリティソフトの導入 ・校内WiFi機器更新(リース対応)(AP管理ソフト、スイッチ、ハブ) ・アクセスポイント追加設置(リース対応) 東伯中(特別教室棟) 赤崎中(被服室)
学習者用タブレット端末整備 【新規】	第2期GIGAスクール構想として、児童・生徒1人1台のタブレット端末を更新する。 ・備品購入(ipad第10世代) 60,610円×1,324台 80,248千円 ※整備に係る国補助 基準単価55,000円×2/3×台数	80,248	県48,546、町31,702	・タブレット端末の管理(OS、アプリ等の一括設定等)ソフトのライセンス期間(5年間)の満了にあわせて更新する。
合計		89,813		
その他事業内容				

令和7年度 事業説明書

1 基本情報

一般会計

事業番号	1125	事業名	琴浦Myスター☆推進事業			事業区分	□新規 ■継続	
担当課	教育総務課			担当係	指導係			
予算区分	款	9 教育費	項	1 教育総務費	目	2 事務局費		
まちづくり ビジョン	(2) 子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり				② 子どもたちが安心して遊び、学べる環境づくり			
	重点事業	ふるさとへの愛着を深める、地域に根ざした体験と学びの展開						

2 当該年度の事業費

(単位：千円)

	事業費	事業費財源内訳					備考	
		国庫支出金	県支出金	その他(収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
当初予算額	2,510	0	508	900	0	1,102	ふるさと未来夢基金繰入金 900千円	
前年度予算額	1,496（比較：1,014）				前々年度決算額		688（比較：1,822）	
トータルコスト	3,210	一般職人件費		700（0.1人）			会計年度職員人件費	（0人）

3 事業の概要

事業の目的 (なんのために)	学校、保護者、地域の皆さんがともに知恵を出し合い、一緒になって子どもたちの成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進める。 ふるさと教育を通して、それぞれの学習活動や取組を関連させ、積み重ねていくことで、地域への愛着や誇り、豊かな人間性や社会性を育み、地域の一員としての自覚を促していく。			
前年度からの 改善点等	「琴浦Myスター☆」の推進を図るため、各学校が地域の特色を活かしたふるさと教育を学校運営協議会与連携して行う。 各校に配分していた琴浦Myスター☆事業予算を一括して事業化した。			
前年度評価で 整理した 取り組みの内容	学校運営協議会委員を対象とした研修会の開催や、各校の実施状況などを共有するとともに意見交換を行う場をつくり、各校の取組みを支援する。			
細事業等	内容	予算額 (千円)	財源内訳	前年度との変更点
コミュニティ・スクール推進事業	学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、一体となって子どもたちを育てる『地域とともにある学校づくり』を進めます。 町内全校に設置する学校運営協議会の開催や委員研修のほか、各校の実施状況などを共有し意見交換を行う場をつくるなど、学校それぞれの取組を支援する。 ・学校運営協議会委員報酬 556千円 ・地域コーディネーター報償金 471千円 ・コミュニティスクール研修会等講師謝金 18千円 ・県コミュニティスクール推進研修会参加旅費 30千円 ・学校支援ボランティア消耗品費 210千円 ・学校支援ボランティア保険料 124千円	1,409	県508、町901	・地域コーディネーター報償金を見直し (960円/時間→1,120円/時間)
琴浦Myスター☆事業	各学校で特色ある学習活動や取組を積み重ねていくことで、地域への愛着や誇り、豊かな人間性や社会性を育み、地域の一員としての自覚を促していく。 ・報償金 420千円 ・消耗品費 18千円 ・使用料 187千円 ・保険料 76千円 ・借上料 400千円	1,101	単町	・新聞アプリを活用して、地域を知る取り組みを実施(浦安小、聖郷小、船上小)
合計		2,510		
その他事業内容				

琴浦Myスター ☆ - 地域を担う人材の育成 -		・地域の一人としてふるさとを大切にすることを ・ふるさとに根ざし、グローバルな視点で考え行動することができる ・琴浦町に誇りと愛着を持ち、継承・発展させようという意欲を持つ ・将来にわたり、様々な場面で地域を支えていくことができる	
① 出会う	体験活動や交流を通して地域にふれ、愛着を持つ。	③ 考える	地域について学んだことを掘り下げ、自分ごととして考える。
② 気付く	地域を知り、良さを知ること、地域の一人としての自覚を持つ。	④ 行動する	地域をよくするために自分ができることを考え実践する。
令和7年度の主な取組 ～地域の協力を得ながら、各校独自のふるさと学習をすすめます～			
八橋小	浦安小	聖郷小	赤碕小
○あごカツカレーバーガー作り体験 ○ゲストティーチャーによるふるさと教育 ○梨栽培体験 【経費】 ・ゲストティーチャー謝金 10,000円 (8,000円+2,000円) ・農園借上料 80,000円	○町の文化に触れ、学ぶ体験（絵画、書道、華道、合唱、演奏、写真等） ○逢束おどり体験、陶芸体験 ○ゲストティーチャーによるふるさと教育 ○新聞アプリを活用したNIE教育 ○梨栽培体験 【経費】 ・ゲストティーチャー謝金 36,000円 (2,000円×18人) ・文化体験謝金 16,000円 (8,000円×2人) ・農園借上料 80,000円 ・新聞アプリ 94,380円 (660円×143人)	○開かれた学校づくり（聖郷カフェ） ○志援業（志を立て、郷土へ貢献する心を育てる） ○ゲストティーチャーによるふるさと教育 ○新聞アプリを活用したNIE教育 ○梨栽培体験 【経費】 ・ゲストティーチャー謝金 30,000円 (2,000円×15人) ・聖郷カフェ消耗品 18,000円 (3,000円×6回) ・農園借上料 80,000円 ・新聞アプリ 43,560円 (660円×66人)	○海を元気にしよう～岩田弘さんと力を合わせて～ ○誰もが住みよい町にするために～百寿苑さんに学ぶ～ ○「鳥の劇場」による演技指導 ○ゲストティーチャーによるふるさと教育 ○梨栽培体験 【経費】 ・演技指導謝礼 20,000円 ・農園借上料 80,000円
船上小	東伯中	赤碕中	
○新聞アプリを活用したNIE教育 ○ジョイント栽培農園見学 ○梨栽培体験 【経費】 ・ゲストティーチャー謝金 8,000円 (8,000円×1人) ・農園借上料 80,000円 ・新聞アプリ 48,840円 (660円×74人)	○地域PR動画作成（鳥取県「ふるさとキャリア教育CMコンテスト」に参加） ○地域伝統芸能体験 ○CHA CHA CHAプログラム ○ゲストティーチャーによるふるさと教育 ○わくわく東伯 【経費】 ・ゲストティーチャー謝金 20,000円（2,000円×10人） ・地域伝統芸能謝金 30,000円（2,000円×3人×5回） ・わくわく東伯保険料 45,900円（540円×85人）	○「鳥の劇場」による校内文化祭における人権劇の演技指導 ○「鳥の劇場」によるコミュニケーション能力を高めるワークショップ ○わくわく赤碕 【経費】 ・演技指導謝礼 100,000円 ・ワークショップ謝礼 100,000円 ・照明・音響機材の運搬・指導謝礼 40,000円 ・社会人インタビュー謝礼 10,000円（2,000円×5人） ・わくわく赤碕保険料 29,700円（540円×55人）	

令和7年度 事業説明書

1 基本情報

一般会計

事業番号	256等	事業名	一般経常経費（小学校）			事業区分	□新規 ■継続
担当課	教育総務課			担当係	総務係		
予算区分	款	9 教育費	項	2 小学校費	目	1 学校管理費	
まちづくり ビジョン	（２）子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり				② 子どもたちが安心して遊び、学べる環境づくり		
	重点事業	ふるさとへの愛着を深める、地域に根ざした体験と学びの展開					

2 当該年度の事業費

(単位：千円)

	事業費	事業費財源内訳					備考	
		国庫 支出金	県支出金	その他 (収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
当初予算額	68,424	0	0	3,209	0	65,215	ふるさと未来夢基金繰入金 2,500千円 体育館使用料 363千円 スポーツ保険保護者負担金 346千円	
前年度予算額	90,328	(比較：△21,904)			前々年度決算額		123,791 (比較：△55,367)	
トータルコスト	86,528	一般職人件費		3,502 (0.5人)		会計年度職員人件費		14,602 (5人)

3 事業の概要

事業の目的 (なんのために)	小学校の運営を円滑にするために全体的な運営に係る事業及び施設整備、環境整備を行う。			
前年度からの 改善点等				
前年度評価で 整理した 取り組みの内容	老朽化が進む中、公共施設としての役割を果たすため、適切な維持管理を行う。			
細事業等	内容	予算額 (千円)	財源内訳	前年度との変更点
小学校施設 管理 【改善】	学校施設としての適切な維持管理を行う。 ・船上小学校プール更衣室横梁等修繕工事 1,023千円 ・八橋小学校引込高压ケーブル更新工事 900千円 ・浦安小学校放送設備更新工事 1,760千円 ・光熱水費 8千円 ・小学校施設修繕料 1,911千円 ・手数料 231千円 ・火災保険料 1,065千円 ・警備、消防、電気設備施設管理委託料 3,047千円 ・学校環境管理委託料 3,829千円 （芝、剪定、防虫、除草、トイレ、除雪、伐採等） ・複合機、印刷機等リース料 1,645千円 ・テレビ受信料 75千円	15,494	単町	・船上小学校複合機 再リース ・浦安小学校庭樹木の伐採
保健衛生関 係	児童の健康診断実施及び学校環境衛生検査を実施する。 ・嘱託医報酬 1,989千円 ・消耗品費 348千円 ・オージオメーター校正点検手数料 47千円 ・児童健康診断手数料（尿・心電図） 595千円 ・スポーツ振興センター共済負担金 706千円 ・保健衛生関係借上料 125千円	3,810	町3,341、 その他346	
通学支援事 業	通学が遠距離になる児童に対し、スクールバスの運行や通学援助による支援を行う。 ・スクールバス運行管理業務委託料 11,052千円 ・大成地区通学援助費 140千円	11,192	単町	・町営バス運行契約に伴い、スクールバス（混乗）運行委託業務を委託する。
八橋小学校	八橋小学校の維持管理及び環境整備を行う。 ・消耗品費 1,208千円 ・燃料費 22千円 ・印刷製本費 23千円 ・光熱水費 5,562千円 ・修繕料 130千円 ・通信運搬費 290千円 ・手数料 408千円 ・使用料 372千円 ・備品購入費 268千円	8,283	町8,206、 その他77	・施設修繕料 50千円増
浦安小学校	浦安小学校の維持管理及び環境整備を行う。 ・消耗品費 1,259千円 ・燃料費 169千円 ・光熱水費 5,118千円 ・修繕料 130千円 ・通信運搬費 329千円	8,026	町7,916、 その他110	・施設修繕料 50千円増

	・手数料 565千円 ・使用料 456千円				
聖郷小学校	聖郷小学校の維持管理及び環境整備を行う。 ・消耗品費 985千円 ・燃料費 27千円 ・光熱水費 5,071千円 ・修繕料 130千円 ・通信運搬費 249千円 ・手数料 474千円 ・使用料 132千円	7,068	町6,947、 その他121	・施設修繕料 50千円増	
赤碕小学校	赤碕小学校の維持管理及び環境整備を行う。 ・消耗品費 1,183千円 ・燃料費 58千円 ・光熱水費 5,573千円 ・修繕料 130千円 ・通信運搬費 311千円 ・手数料 451千円 ・使用料 254千円	7,960	町7,949、 その他11	・施設修繕料 50千円増	
船上小学校	船上小学校の維持管理及び環境整備を行う。 ・消耗品費 1,097千円 ・燃料費 41千円 ・光熱水費 4,334千円 ・修繕料 130千円 ・通信運搬費 261千円 ・手数料 479千円 ・使用料 111千円 ・備品購入費 138千円	6,591	町6,547、 その他44	・施設修繕料 50千円増	
合計		68,424			
その他事業内容	R7年度 児童数、教職員数等				
		児童生徒（人）	通常学級	特別支援学級	教職員数（人）
	八橋小	158	6	5	23
	浦安小	199	8	5	28
	聖郷小	97	6	3	18
	赤碕小	175	8	2	21
	船上小	115	6	3	19
	計	744	34	18	109

令和7年度 事業説明書

1 基本情報

一般会計

事業番号	262等	事業名	一般教育振興費（小学校）			事業区分	□新規 ■継続	
担当課	教育総務課			担当係	総務係			
予算区分	款	9 教育費	項	2 小学校費	目	2 教育振興費		
まちづくり ビジョン	（2）子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり				① 子どもの成長に寄り添い、まちの特色を活かした教育の推進			
	重点事業	ふるさとへの愛着を深める、地域に根ざした体験と学びの展開						

2 当該年度の事業費

（単位：千円）

	事業費	事業費財源内訳					備考	
		国庫 支出金	県支出金	その他 (収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
当初予算額	23,249	1,798	0	754	7,700	12,997	赤碓中学校区小学校図書 購入基金繰入金 563千 円 聖郷小学校門脇教育図書 購入基金繰入金 191千 円	過疎債 7,700千円
前年度予算額	42,448 (比較：△19,199)				前々年度決算額		23,419 (比較：△170)	
トータルコスト	67,194	一般職人件費		3,502 (0.5人)			会計年度職員人件費	40,443 (19人)

3 事業の概要

事業の目的 （なんのために）	教育振興のため、教材・図書等の教育環境を整備し、学力及び体力の向上を目指す。			
前年度からの改善点等	個別の支援を要する児童への対応のため、新たに看護職員を配置する。 一部手続きにオンライン申請を導入し、保護者の負担軽減を図る。			
前年度評価で整理した取り組みの内容	地域の特徴をいかした体験学習や調べ学習など、学校の特色ある取り組みを引き続き支援する。			
細事業等	内容	予算額 （千円）	財源内訳	前年度との変更点
就学援助等	経済的理由によって義務教育を受けることが困難な児童生徒の保護者又は特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者に対し支援を行う。 ・就学援助費 8,731千円 ・特別支援教育就学奨励費 2,286千円	11,017	国1,142、 町9,900	
医療的ケア看護職員配置事業 【新規】	医療的ケアを必要とする児童への対応のため、看護職員の派遣を民間事業者へ委託する。 ・看護師派遣委託料 1,970千円	1,970	国1/3、町2/3	新規
教育活動等助成	教育振興のため各種補助金等による支援を行う。 ・校外活動引率者旅費 3千円 ・就学旅行引率者補助金 81千円 ・バス借上料 548千円 ・負担金 21千円	653	単町	
文化芸術事業	児童へ文化芸術を鑑賞する機会を提供する。 ・巡回公演委託料 462千円	462	単町	
八橋小学校	児童に対する講演会を実施及び学習や通級指導教室に係る備品消耗品等を購入する。 ・報償金 20千円 ・消耗品 610千円 ・修繕料 113千円 ・手数料 383千円 ・備品購入費 114千円 ・図書購入費 370千円 ・通級指導教室消耗品費 99千円	1,709	単町	
浦安小学校	児童及び教職員に対して講演会及び研修会を実施及び学習に係る備品消耗品等を購入する。 ・報償金 176千円 ・消耗品費 696千円 ・修繕料 120千円 ・手数料 524千円 ・備品購入費 127千円 ・図書購入費 463千円	2,106	単町	
聖郷小学校	児童に講演会等を実施及び学習に係る備品消耗品等を購入する。 ・報償費 278千円 ・消耗品 462千円 ・修繕料 100千円	1,753	単町	

	・手数料 233千円 ・備品購入費 446千円 ・図書購入費 234千円			
赤碕小学校	児童及び教職員に対して講演会や研修を実施及び学習に係る備品消耗品等を購入する。 ・報償金 328千円 ・消耗品費 578千円 ・修繕料 116千円 ・手数料 439千円 ・備品購入費 188千円 ・図書購入費 391千円	2,040	単町	
船上小学校	児童及び教職員に対して講演会や研修を実施及び学習に係る備品消耗品等を購入する。 ・報償金 216千円 ・消耗品費 490千円 ・修繕料 103千円 ・手数料 268千円 ・備品購入費 190千円 ・図書購入費 272千円	1,539	単町	
合計		23,249		
その他事業内容				

令和7年度 事業説明書

1 基本情報

一般会計

事業番号	277等	事業名	一般経常経費（中学校）			事業区分	□新規 ■継続	
担当課	教育総務課			担当係	総務係			
予算区分	款	9 教育費	項	3 中学校費	目	1 学校管理費		
まちづくり ビジョン	（２）子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり				② 子どもたちが安心して遊び、学べる環境づくり			
	重点事業	ふるさとへの愛着を深める、地域に根ざした体験と学びの展開						

2 当該年度の事業費

（単位：千円）

	事業費	事業費財源内訳					備考	
		国庫 支出金	県支出金	その他 (収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
当初予算額	80,531	4,027	0	2,730	42,000	31,774	ふるさと未来夢基金繰入金 2,400千円 スポーツ保険保護者負担金 190千円 体育館使用料 140千円	過疎債 42,000千円
前年度予算額	31,098（比較：49,433）				前々年度決算額		63,159（比較：17,372）	
トータルコスト	89,820	一般職人件費		3,502（0.5人）		会計年度職員人件費		5,787（2人）

3 事業の概要

事業の目的 (なんのために)	中学校の運営を円滑にするために全体的な運営に係る事業及び施設整備、環境整備を行う。			
前年度からの 改善点等	—			
前年度評価で 整理した 取り組みの内容	老朽化が進む中、公共施設としての役割を果たすため、適切な維持管理を行う。			
細事業等	内容	予算額 (千円)	財源内訳	前年度との変更点
中学校施設 管理 【改善】	学校施設としての適切な維持管理を行う。 ・東伯中学校空調設備新設工事 40,994千円 ・同 設計・監理委託料 5,049千円 ・東伯中学校プール修繕工事 2,500千円 ・中学校施設修繕料 608千円 ・手数料 15千円 ・火災保険料 776千円 ・警備、消防、電気、エレベータ等保守委託料 2,558千円 ・学校施設環境管理委託料 1,025千円 (芝、剪定、防虫、除草、清掃、除雪等) ・複合機、印刷機等リース料 932千円 ・テレビ受信料 29千円	54,486	国4,207、 町59,615	・東伯中学校のプール塗装が老朽化しているため、修繕を行う。 ・東伯中学校の特別教室棟他に空調設備を新設する。
保健衛生事 業	生徒の健康診断実施や学校環境衛生検査を実施する。 ・嘱託医報酬 735千円 ・消耗品費 82千円 ・生徒健康診断（尿・心電図） 341千円 ・オーシオメーター校正点検手数料 30千円 ・スポーツ振興センター共済負担金 393千円 ・保健衛生関係借上料 33千円	1,614	町1,424、 その他190	
通学支援事 業	通学が遠距離になる生徒に対し、町営バス補助金等による支援を行う。 ・遠距離通学補助金 1,750千円 ・スクールバス臨時運行業務委託料 130千円	1,880	単町	
共同学校事 務室	東伯中学校内に共同学校事務室を設置することで、学校事務の平準化、業務処理の効率化及び適正化を図り、教職員の負担軽減に繋げる。 また、共同作業によるOJTで事務職員の育成を図る。 ・消耗品費 77千円 ・印刷製本費 173千円 ・通信運搬費 11千円 ・筆耕料 147千円 ・学校徴収金システム使用料 410千円	818	単町	
東伯中学校	東伯中学校の維持管理及び環境整備を行う。 ・消耗品 1,407千円 ・燃料費 36千円 ・印刷製本費 24千円 ・光熱水費 8,680千円 ・修繕料 150千円 ・通信運搬費 381千円 ・手数料 550千円	12,088	町12,028、 その他60	・施設修繕料 50千円増

	・使用料 242千円 ・備品購入費 618千円			
赤碕中学校	赤碕中学校の維持管理及び環境整備を行う。 ・消耗品費 1,202千円 ・燃料費 124千円 ・印刷製本費 55千円 ・光熱水費 6,646千円 ・修繕料 150千円 ・通信運搬費 344千円 ・手数料 423千円 ・使用料 273千円 ・備品購入費 428千円	9,645	町9,565、 その他80	・施設修繕料 50千円増
合計		80,531		
その他事業内容	R7年度 生徒数、教職員数等			
		児童生徒（人）	通常学級	特別支援学級
	東伯中	241	8	5
	赤碕中	167	6	4
	計	408	14	9
				教職員数（人）
				30
				22
				52

令和7年度 事業説明書

1 基本情報

一般会計

事業番号	280等	事業名	一般教育振興費（中学校）			事業区分	□新規 ■継続	
担当課	教育総務課			担当係	総務係			
予算区分	款	9 教育費	項	3 中学校費	目	2 教育振興費		
まちづくり ビジョン	（２）子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり				① 子どもの成長に寄り添い、まちの特色を活かした教育の推進			
	重点事業	ふるさとへの愛着を深める、地域に根ざした体験と学びの展開						

2 当該年度の事業費

(単位：千円)

	事業費	事業費財源内訳					備考	
		国庫支出金	県支出金	その他(収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
当初予算額	32,708	1,008	153	9,000	10,000	12,547	ふるさと未来夢基金繰入金 9,000千円	過疎債 10,000千円
前年度予算額	29,918 (比較：2,790)				前々年度決算額		25,738 (比較：6,970)	
トータルコスト	66,558	一般職人件費		3,502 (0.5人)			会計年度職員人件費	30,348 (20人)

3 事業の概要

事業の目的 (なんのために)	教育振興のため、必要な環境整備その他の施策を講じる。			
前年度からの改善点等	一部手続きにオンライン申請を導入し、保護者の負担軽減を図る。			
前年度評価で整理した取り組みの内容	地域の特色をいかした体験学習や調べ学習など、各校の特色ある取り組みを引き続き支援する。			
細事業等	内容	予算額 (千円)	財源内訳	前年度との変更点
教師用指導書等購入事業 【新規】	令和7年度中学校教科書改訂に伴い、教師用指導書等を購入する。 併せて全教科を対象にデジタル教科書を購入する。 ・備品購入費 6,163千円	6,163	単町	中学校教科書改訂
就学援助等	経済的理由によって義務教育を受けることが困難な児童生徒の保護者又は特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者に対し支援を行う。 ・就学援助費 12,122千円 ・特別支援教育就学奨励費 2,017千円	14,139	国1,008、町13,131	
部活動指導支援事業	地域の専門的指導者を外部指導者として部活動に派遣する。 ・部活動外部指導者報償金 300千円 ・費用弁償 13千円 ・保険料 6千円	319	県153、町166	
教育活動等助成	教育振興のため各種補助金等による支援を行う。 ・就学旅行引率者補助金 262千円 ・大会派遣補助金 1,000千円 ・バス借上料 2,730千円 ・負担金 197千円	4,189	単町	・大会派遣補助金の増額(70万-100万)
英語検定料補助事業 【廃止】	英検受検者数、補助金申請者数ともに減少傾向。 ALTとの直接の会話やICTを活用した学習等で英語に親しみを持たせることや、昨年度から行っている町内小中学校の英語教員を対象とした指導力向上研修などの取組みにより、児童生徒の英語力の向上を図る。	0		・補助金制度を廃止
東伯中学校	生徒及び教職員に対して講演会や研修会を実施及び学習や通級指導教室に係る備品消耗品等を購入する。 ・報償金 174千円 ・消耗品費 1,389千円 ・修繕料 174千円 ・手数料 1,071千円 ・備品購入費 940千円 ・図書購入費 886千円 ・消耗品(通級指導教室) 40千円	4,674	単町	
赤碓中学校	生徒に対して講演会を実施及び学習に係る備品消耗品等を購入する。 ・消耗品費 1,135千円 ・修繕料 151千円 ・手数料 706千円 ・備品購入費 636千円 ・図書購入費 596千円	3,224	単町	
合計		32,708		

その他事業内容	
---------	--

令和7年度 事業説明書

1 基本情報

一般会計

事業番号	1651	事業名	中学生国際交流事業			事業区分	□新規 ■継続	
担当課	教育総務課			担当係	総務係			
予算区分	款	9 教育費	項	3 中学校費	目	2 教育振興費		
まちづくり ビジョン	(2) 子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり				④ グローバルな社会で活躍できる人材の育成			
	重点事業	ふるさとへの愛着を深める、地域に根ざした体験と学びの展開						

2 当該年度の事業費

(単位：千円)

	事業費	事業費財源内訳					備考	
		国庫支出金	県支出金	その他(収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
当初予算額	2,440	0	0	2,300	0	140	ふるさと未来夢基金繰入金 2,300千円	
前年度予算額	2,162 (比較：278)				前々年度決算額		0	
トータルコスト	3,841	一般職人件費		1,401 (0.2人)			会計年度職員人件費	(0人)

3 事業の概要

事業の目的 (なんのために)	台湾の中学校との相互交流により、異なる文化に触れることで国際理解を深める足がかりとする。			
前年度からの 改善点等	参加生徒数を12人に増員する。			
前年度評価で 整理した 取り組みの内容	－			
細事業等	内容	予算額 (千円)	財源内訳	前年度との変更点
中学生国際 交流事業	東伯・赤碕中学生が台中市日南国民中学校を訪問し、ホームステイによる交流体験を行う。 ○訪問日程 2025年7月30日(水)～8月3日(日)4泊5日 ○訪問人数 生徒12名、引率3名、通訳1名 ・旅行手配委託業務 2,143千円 ・通訳、コーディネーター謝礼 215千円 ・消耗品費等 82千円	2,440	単町	・参加人数の増(8人→12人) ・通訳・コーディネーター謝礼見直し ・令和7年度は、琴浦町からの派遣のみ。令和8年度以降は、7月で相互派遣とする。
	合計	2,440		
その他事業内容				

令和7年度 事業説明書

1 基本情報

一般会計

事業番号	353	事業名	学校給食事業			事業区分	□新規 ■継続		
担当課	教育総務課			担当係	学校給食センター				
予算区分	款	9	教育費	項	5	保健体育費	目	4	給食センター運営費
まちづくり ビジョン	(2) 子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり					② 子どもたちが安心して遊び、学べる環境づくり			
	重点事業	ふるさとへの愛着を深める、地域に根ざした体験と学びの展開							

2 当該年度の事業費

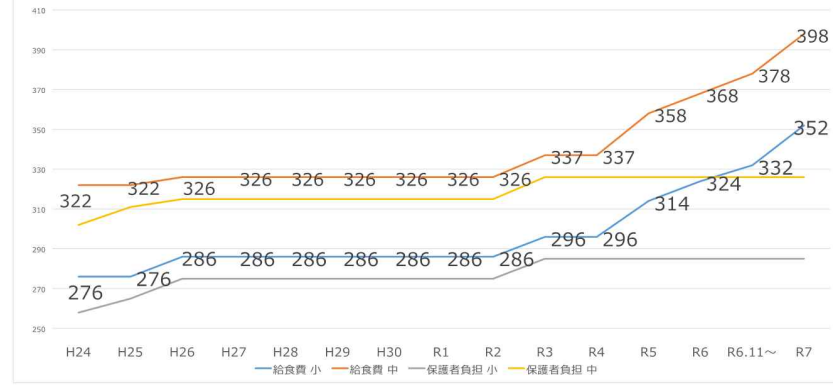
(単位：千円)

	事業費	事業費財源内訳					備考	
		国庫支出金	県支出金	その他(収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
当初予算額	181,326	4,167	0	89,556	0	87,603	給食費保護者等負担金 79,556千円 ふるさと未来夢基金繰入金 10,000千円	
前年度予算額	228,631	(比較：△47,305)			前々年度決算額		169,453	(比較：11,873)
トータルコスト	191,251	一般職人件費		7,005 (1人)		会計年度職員人件費		2,920 (1人)

3 事業の概要

事業の目的 (なんのために)	児童生徒の心身の健全な発達に資するよう、バランスのとれた栄養豊かな給食を提供する。 学校給食を通じて日常生活での食事について正しい理解と望ましい食習慣を養うなど、「食を通して生きる力を育む」ことを目的に、教育の一環として実施する。			
前年度からの改善点等	物価高騰が続く中、給食の質を確保するため一食あたりの単価を見直し。			
前年度評価で整理した取り組みの内容	調理業者、配送業者と連携し、安全な給食の安定提供を進める。 調理機器や施設などの更新計画を作成し、年次的に更新、修繕を実施する。 安心安全な食材の安定調達に努める。			
細事業等	内容	予算額 (千円)	財源内訳	前年度との変更点
学校給食用物資購入費 【改善】	安心安全な給食を町内各学校の児童生徒等に提供する。 給食用食材費 95,061千円 (対前年比 5,051千円) 小学生 752人、中学生 414人、教職員等 230人 喫食数 185食/年	95,061	保護者負担 79,556、国 4,167、町 11,338千円	・学校給食費単価を増額。 小学校：324円→352円 (+28円) 中学校：368円→398円 (+30円) ・保護者負担額は据置きとする。
調理、配送業務委託料	・調理業務等委託料 49,390千円 委託内容：副食調理、食器食缶等洗浄消毒、食材検収保管等 委託期間：令和3年度～令和7年度 ・給食配送委託料 12,783千円 委託内容：各学校への給食の配送及び車両の点検整備等 委託期間：令和3年度～令和7年度	62,173	単町	
学校給食センター設備更新業務	導入から15年が経過する中、施設や設備の年次的な更新を行う。 ・電気温水器1・2号機ヒーター交換工事 1,298千円	1,298	単町	
食育推進事業	学校給食をとおした琴浦町のふるさと教育を実践する。 ・琴浦町産の食材をふんだんに使った給食を「琴浦Myスター☆給食」として年3回実施する。 食材費 960千円 ・給食センターの調理機器を使用した大量調理の体験会を夏休み期間に実施する。 材料代 50千円	1,010	単町	
学校給食センター維持管理	学校給食センターの施設設備の維持管理を継続して行う。 ・学校給食運営審議会委員報償金 8千円 ・施設管理消耗品 405千円 ・給食用食器等補充 941千円 (椀140個、皿100枚、食器力ゴ30個) ・燃料費、光熱水費 14,422千円 ・調理設備修繕料 693千円 ・通信運搬費 132千円 ・汚泥運搬、検査等手数料 924千円 ・火災保険料 96千円 ・自動車保険料 15千円 ・施設保守管理委託料 2,690千円 (消防、電気、警備、害虫防除、調理機器、空調設備等) ・下水道使用料 1,273千円 ・公用車リース料 185千円	21,784	単町	
合計		181,326		
その他事業内容	■給食費単価の推移			

琴浦町給食費の推移



～共に学び、心身を育み、地域を活かす社会教育～

R7年度 社会教育課

1.生涯にわたる学びの推進	2.地区それぞれの社会教育や地域づくりの推進
○生涯学習の推進 ・時代のニーズを踏まえた教養講座〔100千円〕 ・子どもの体験・学びの場や居場所づくり〔1,612千円〕 ・社会教育団体の活動支援〔366千円〕 ○生涯学習センターの施設整備 【新】2階談話コーナーを親子の居場所へ整備〔2,286千円〕、3階執務室の一部移転〔1,699千円〕(政策コンテスト成果) ・老朽化等による施設修繕・更新 - 駐車場防犯灯の修繕、和室畳表替え、避難用階段修繕等〔2,723千円〕、ワイヤレスアンプ他備品〔832千円〕	○地区の実情に応じた社会教育と地域づくり活動の推進 「学び、つながる」社会教育の更なる充実や、地域づくりの基盤をつくります。地域運営組織による地域づくり活動に公民館も一体となって取り組むとともに、地区ごとの組織体制や実情等を尊重し、地域が活動しやすいしくみを整えます。(地域の実情に合わせた公民館運営協議会のあり方を整理) ・各地区公民館活動及び施設管理〔25,820千円〕 【継】新施設への地区公民館の移転 改修を終えた新施設への公民館の移転オープン - 安田地区) 安田地域交流センター(旧安田小学校) - 成美地区) 新ふなのえこども園・成美地区公民館
3.図書館サービスの充実	4.心身の健康増進を図るスポーツ振興と環境整備
○住民ニーズに応じた読書活動を支援する図書館サービスの充実 小中学校やこども園と連携した子どもの読書活動推進と、だれ一人取り残さない図書館サービスの実施 ・ブックスタート絵本〔358千円〕 ・図書費(本館・分館)〔5,400千円〕 ・図書館システム保守等〔10,149千円〕 ・活字による読書が困難な方を対象に録音図書等の貸出 - サピエ図書使用料〔40千円〕	【継】東伯総合公園サッカー場人工芝改修〔357,810千円〕 サッカー場の天然芝を人工芝に張替えます。 (天然芝撤去847千円、人工芝への改修工事356,963千円) ・体力づくりと運動の拠点の維持管理〔35,594千円〕 (東伯総合公園、赤碕運動公園、トレーニングセンター等) ・若年層や働き盛り世代の体力づくりと運動習慣の定着 (トレーニングルームやトレーナーの活用、スポーツ教室、スポーツ協会及びスポーツ少年団補助等)〔13,255千円〕
5.豊かな情操を育む文化芸術振興と文化財の保存活用	R6年度繰越事業(3月補正予算)
・文化芸術団体への支援〔2,169千円〕 - 団体の発表機会や町民の芸術に触れる機会の提供など ・文化振興財団連携事業〔411千円〕 - 文化振興財団との協定を生かし、芸術に触れる機会を提供 ・町内文化財の保護〔4,648千円〕 - 町内文化財管理、倉阪神社修繕補助〔869千円〕 ・国特別史跡斎尾廃寺跡発掘調査〔2,030千円〕 - 史跡の現況確認と今後の史跡整備に向けた発掘調査の継続	R6年度過疎債の割り当てが確保できたため、財源を活用して早期に対応するもの。 ○旧以西小学校の改修〔101,459千円〕 以西地区のコミュニティ活動の拠点となる施設として改修し、以西地区公民館と地域運営組織の活動拠点とする。 厨房、空調等の設備改修、照明LED化、工事監理 ○生涯学習センター改修〔328,685千円〕 地下駐車場消火設備改修をR6改修事業に含めて繰り越し、財源を活用して対応する。(空調、自動ドア、EV改修は終了。R7は地下駐車場消火設備とR6に指摘されたキュービクルの修繕)

各地区の令和7年度事業計画				※白（社会教育課）、黄色（企画政策課）、青（福祉あんしん課）により予算計上					
地区名	八橋	浦安	下郷	上郷	赤碕	成美	古布庄	安田	以西
施設管理費	1,689千円	7,579千円	647千円	836千円	890千円	1,613千円	1,353千円	1,911千円	2,676千円
公運協報酬	222千円	222千円	222千円	222千円	222千円	222千円	222千円	222千円	222千円
人件費	4,992千円 館長:10h/週 主事(支援員) 37.5h/週	4,929千円 館長:10h/週 主事(支援員) 37.5h/週	4,992千円 館長:10h/週 主事(支援員) 37.5h/週	8,112千円 館長:10h/週 主事(支援員) 37.5h/週 主事(支援員) 28h/週	4,900千円 館長:10h/週 主事(支援員) 37.5h/週	8,102千円 館長:10h/週 主事(支援員) 37.5h/週 主事(支援員) 28h/週	9,630千円 館長:20h/週 主事(支援員) 37.5h/週 主事(支援員) 30h/週	10,607千円 館長:20h/週 主事(支援員) 37.5h/週 主事(支援員) 37.5h/週	8,347千円 館長:10h/週 主事(支援員) 37.5h/週 主事(支援員) 30h/週
活動費	448千円	452千円	404千円	278千円	572千円	427千円	交付金 1,838千円	交付金 1,816千円	交付金 1,800千円
事業内容	・各スポーツ大会 ・文化教養講座（町外研修） ・公民館まつり ・手芸教室 ・フラワーアレンジメント教室 ・スマホ教室 ・ヨガ教室 ・八橋ぶらりウォーキング ・海で遊ぼう！磯遊び ・やばキッズ事業	・各スポーツ大会 ・公民館まつり ・そば打ち体験教室 ・健康麻雀教室 ・スマホ教室 ・浦安地区町民総合スポーツ大会 ・星空観察会 ・中庭の活用 ・SDGs講座 ・うらやすキッズ	・各スポーツ大会 ・町民運動会 ・せいごうキッズ ・手芸教室 ・公民館まつり ・健康麻雀教室 ・せいごうキッズ ・フラワーアレンジメント教室 ・夏休み書道教室 ・防災講座 ・まちの保健室	・各スポーツ大会 ・住民作品展 ・健康サロン ・手芸教室 ・公民館まつり ・健康麻雀教室 ・せいごうキッズ ・上郷わくわく子ども会 ・さあしぶりにしゃべらあ会 ・防災講座 ・キッズオープンデー（体育館開放）	・各スポーツ大会 ・はた織り教室（大人向け・子ども向け） ・フラワーアレンジメント教室 ・寄せ植え教室 ・星を見る会 ・公民館まつり ・手芸教室 ・町民運動会 ・スマホ教室 ・防災関係教室 ・わくわく元気スタジオ（健康教室）	・各スポーツ大会 ・町民運動会 ・公民館祭 ・手芸教室 ・料理教室 ・防災講演会 ・人権講演会 ・絵手紙教室 ・ホタル観察会 ・子どもチャレンジ教室 ・いまここ食堂 ・スマホ教室 ・成美市場 ・フォトコンテスト ・プロギング ・乳幼児教室	・各スポーツ大会 ・各種教養講座 ・百歳体操 ・古布庄ふれあい交流会 ・古布庄夏まつり ・森のカフェミナる ・そばうち体験 ・むらの芸術展 ・おやの楽し時間 ・サウナ体験 ・森のトレーニング ・民芸教室 ・加工品作り・販売 ・持続可能な農業検討会 ・防災訓練 ・特殊詐欺講習会	・各スポーツ大会 ・各種教養講座 ・わちゃわちゃ交流会 ・ワイワイ祭り安田安市 ・安田ふれあい食堂 ・地区一斉防災訓練 ・防犯講演会 ・小中学生勉強会 ・町民運動会 ・公民館のつどい ・ステップバイステップ（乳幼児対象事業） ・共助交通	・各スポーツ大会 ・軽トラ市 ・ふれあい食堂 ・各種教養講座 ・収穫体験会 ・いさい夢まつり ・以西作品展 ・笑学校 ・パワーアップ教室 ・買物支援事業 ・防災・防犯教室 ・じげもん屋 ・以西特産品作り ・グリーン大作戦 ・地域住民ワークショップ
別事業により実施（国・県等補助金を使用）				共助交通補助金 1,200千円	放課後子ども教室（次世代ことうらっ子育み事業） 291千円	放課後子ども教室（次世代ことうらっ子育み事業） 232千円		共助交通補助金 1,000千円	
				芝生化事業 370千円 （県1/2補助）	59	子ども食堂補助金 300千円			
合計	7,351千円	13,182千円	6,265千円	11,018千円	6,875千円	10,896千円	13,043千円	15,556千円	13,045千円

1 概要

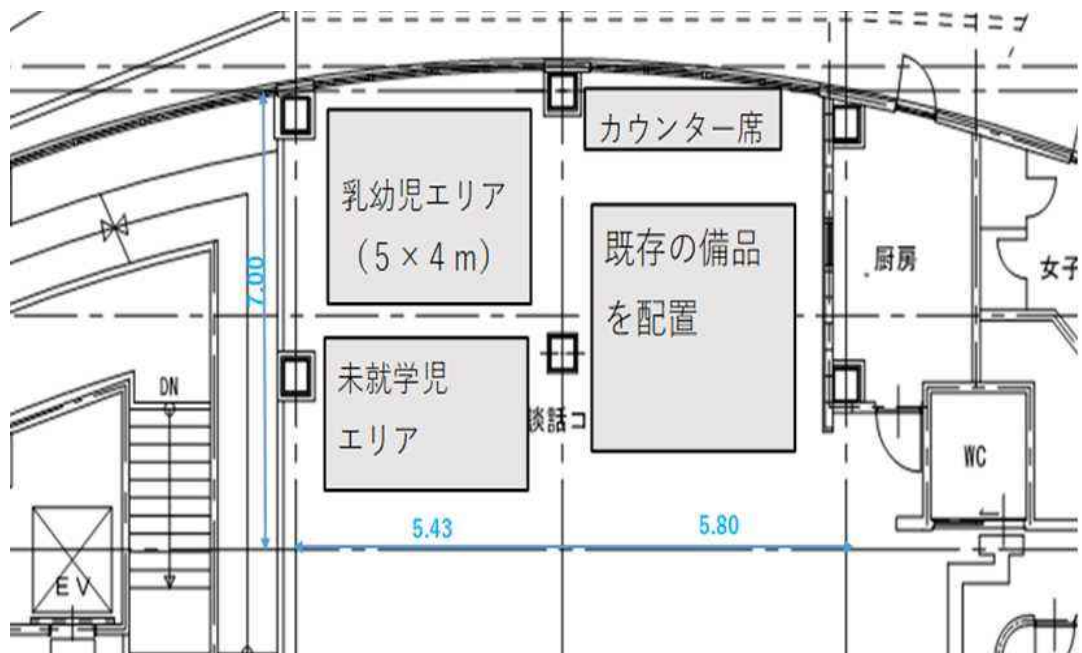
・政策コンテストで提案のあった談話コーナーのリニューアルを行い、親子の居場所として整備。スペース的に未就学児とその保護者をメインターゲットとする。

⇒以前から要望のあった雨天の遊び場を確保するとともに、来場者を図書館に誘導し、図書館利用者及び図書貸し出し数を向上させる。

2 支出内訳

- ・備品購入 2,120 千円（マット遊具 1,430 千円、その他家具 690 千円）
- ・手数料 166 千円（既設ガラス棚撤去）

3 改修のイメージ



乳幼児エリア（マット遊具）



未就学児エリア（児童用座椅子）



カウンター席

改修の内容

- ・既存の照明をLED化
- ・玄関昇降口をフラットし、スロープ移設
- ・事務室に受付カウンターを設置
- ・壁を撤去し会議室と厨房を広く整備
- ・教室を厨房兼調理室に改修
- ・廊下に手すり設置
- ・トイレ手洗い場の改修、オストメイト付便器に交換
- ・電気設備（キュービクル）更新

旧以西小学校改修概要

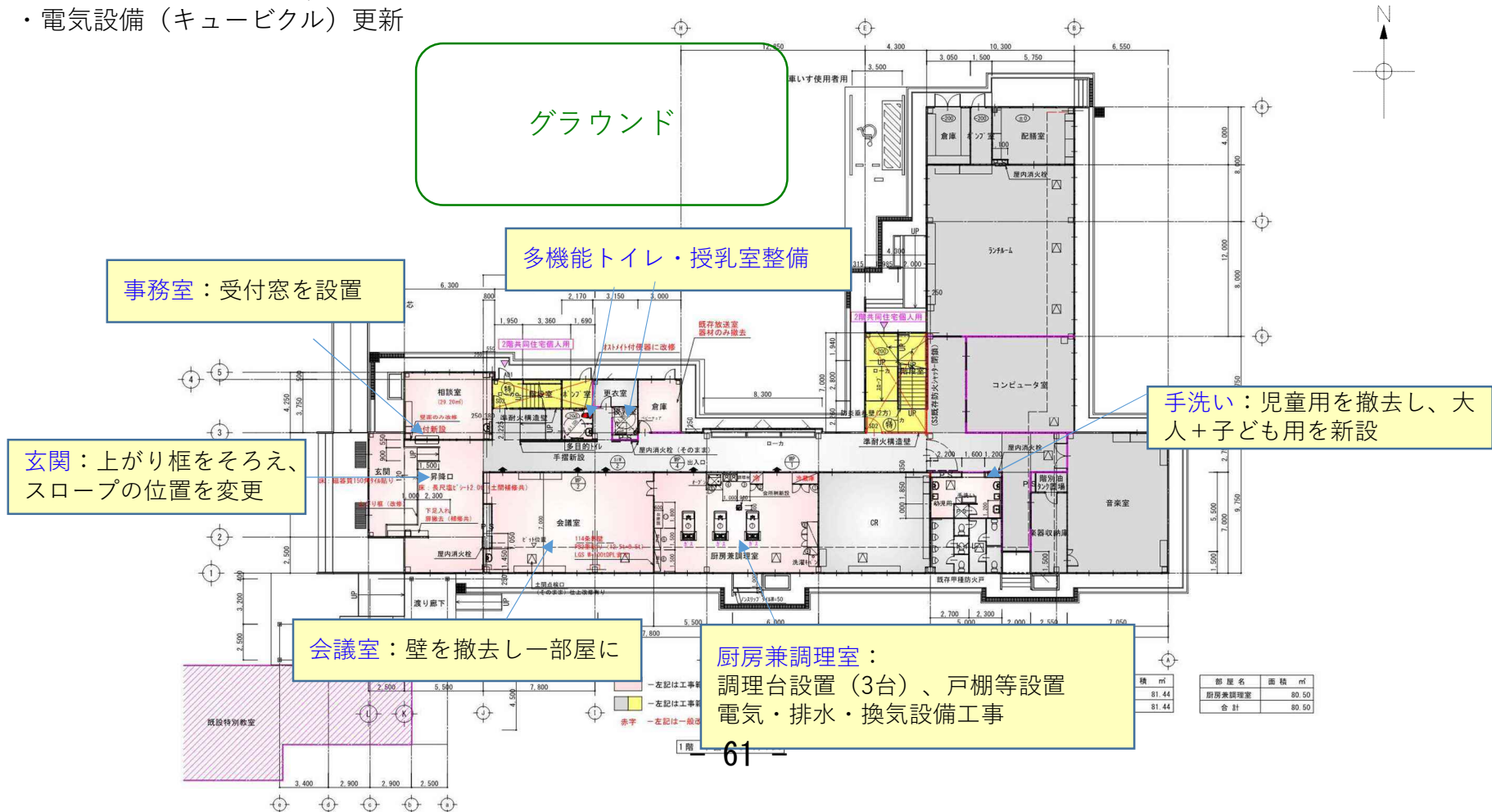
工事費：101,459千円

内訳）設計委託料（単価入替等）1,065千円

改修工事（設備改修、LED化改修）92,553千円

工事監理委託料：7,841千円

財源）過疎債91,000千円、一般財源10,459千円



公民館条例の一部改正に向けた町の考え方について

令和6年度施行の「地域運営組織条例」により認定した各地区の地域運営組織については、公民館と一体となって取り組みを進めている。

今年度の地域運営組織の活動状況をふまえると、公民館事業についても審議できる体制が整ったと考えている。教育委員会や総合教育会議での議論をふまえ、改めて地域の実態に即し、地域がより活動しやすい仕組みとするため、公民館運営協議会の規定を改正したい。

1. 琴浦町の現状（公民館を基軸とした地域づくり）

○琴浦町地域づくりの方針（令和5年6月議会常任委員会で説明）

・各地区の実態に即した地域振興や組織のあり方を尊重し、住民主体の地域づくりを進める。

○公民館の取り組みの方針

- ・公民館は社会教育及び地域づくりの活動拠点であると共に、住民主体の地域づくりの基盤をつくる。
- ・公民館は、自治会の役員や公民館運営協議会と協力して事業を実施。
- ・地域運営組織がある地区では、公民館職員が事務局として一体となって取り組む。

○行政と地域運営組織との連携

- ・地区公民館を全地区に設置し、館長・職員を置き、教育委員会（社会教育課）が管理している。
- ・社会教育課の職員を各地区担当に振り分け、日常的に情報共有を行うことで、地域運営組織が取り組む社会教育の状況についても十分に調整がとれている。
- ・地域運営組織は町交付金により活動を行い、その予算・決算についても町が審査・確認している。
- ・公民館は行政組織として、自治会と役場をつなげる役割ももつ（区長との調整、各課との連携等）

2. 国の動き

○平成11年

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（社会教育法の一部改正）

第29条第1項中（公館運営審議会を）「置く」を「置くことができる」に改め、ただし書を削る。

→地域の実態に応じた形で住民意思を反映させるため、公民館運営審議会あるいはそれに代わる審議会等の設置により会議の活性化を図ることが狙い。

○令和6年6月 地方自治法の一部改正

町が指定した団体が、地域の安心なくらしや課題解決に取り組むことを行政が後押し。

→地方自治法でも、地域の活動を認めていく方向が示されている。（指定地域共同活動団体制度創設）

3. 令和6年3月議会における修正動議に対する町の考え方

修正内容：「琴浦町地域運営組織条例の制定について」議案から附則第2条(琴浦町公民館条例の一部改正)を削除
→今年度の各地区の状況と、教育委員会及び総合教育会議の議論をふまえ、次のとおり今後の方向性を整理。

修正動議の提案理由	今年度の経過を踏まえた今後の方針
○公民館活動に大きな役割を果たしている <u>公民館運営協議会の設置を任意化</u> するもの	・修正動議を受けて、R6は地域運営組織の役員を公運協委員として兼任させ委嘱した地区と、選出できなかった地区があり、公運協の会議を組織の会合とは別に開いた実態もある。 ・基本的には、社会教育の拠点である公民館の運営について審議する必要があるため、<u>各地区に公運協を置く必要がある。</u> ・ただし、今年度の地域運営組織の活動状況をふまえると、<u>公民館の運営についても地域住民の意向を適切に反映した審議ができる</u>と認めることができる。 →町が認める地域運営組織が公運協の役割を兼ねることを認めてもいいのではないかな。
○公民館を基軸とする地域の活動が阻害され、 <u>本町の社会教育が後退する懸念</u>	・各地域運営組織では、これまで公民館が担ってきた<u>社会教育・生涯学習に引き続き取り組んでおり、公民館と一体となって活動している。</u> ・琴浦町では全地区に公民館を設置して職員を配置、教育委員会が管理している。社会教育課が担当課として各地区の担当職員を置き、役員会へ出席したり<u>日常的に社会教育事業の確認や支援を行っている。</u> ・これまで通り、担当課と公民館職員が情報共有等を行い、社会教育活動がより充実するよう支援していくことにより、地域の<u>社会教育を維持・発展させる</u>ことも期待できる。
【その他】議会だより（第80号）掲載の修正案賛成討論 「原案条例で公民館条例に触れることは問題である。地域運営組織条例と公民館条例は別物。」→別議案で整理。	

4. 今後の方向性

○琴浦町に浸透している地区公民館を基軸にしていく。

○地域の実態に合わせた取り組み強化

- ・各地区の実態に即した地域振興や組織のあり方を尊重し、地域の課題解決への自主的な取り組みを支援したい。
- ・人口減による役員集中化に対応するため、地域がより活動しやすい体制を整える。
- ・地域運営組織が公運協の役割を兼ね、館長の求めに応じて公民館運営について協議することを可能にする（協議状況は担当課も共有する）

→公民館条例の改正

公運協について「ただし書き」を追加。（地域運営組織にその役割を兼ねさせることができるものとする）

令和7年度 事業説明書

1 基本情報

一般会計

事業番号	292	事業名	社会教育振興			事業区分	□新規 ■継続	
担当課	社会教育課			担当係	生涯学習係			
予算区分	款	9 教育費		項	4 社会教育費	目	1 社会教育総務費	
まちづくり ビジョン	(2) 子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のま ちづくり					⑤ 大人に対する学びの環境づくり		
	重点事業	ふるさとへの愛着を深める、地域に根ざした体験と学びの展開						

2 当該年度の事業費

(単位：千円)

	事業費	事業費財源内訳					備考	
		国庫支出金	県支出金	その他(収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
当初予算額	1,596	0	0	0	0	1,596		
前年度予算額	1,660 (比較：△64)				前々年度決算額		1,510 (比較：86)	
トータルコスト	9,301	一般職人件費		7,705 (1.1人)		会計年度職員人件費		(人)

3 事業の概要

事業の目的 (なんのために)	「学びあい・高めあい『幸せ』感じるまちづくり」を推進。(社会教育における地方公共団体の任務「学び・教え合いの奨励による住民自ら課題解決に向けて高め合う機運の醸成」と生涯学習の理念「豊かな人生」のイメージの具現化を目指す。			
前年度からの改善点等				
前年度評価で整理した取り組みの内容	○新型コロナウイルスの5類移行に伴い、社会教育団体の活動もコロナ前に戻りつつあるので、各種団体の活動が活発となるよう支援する。 ○社会教育委員会などで町の教育行政の進め方について積極的に意見を聴取し、事業に活かす。			
細事業等	内容	予算額 (千円)	財源内訳	前年度との変更点
一般管理	社会教育施設管理にかかる経費、公用車管理等。	949	単町	
社会教育委員報酬	社会教育施策全般について社会教育委員会を開催する。 メンバー：社会教育団体(婦人会、文化協会、PTA)の代表、 学校長、スポ推、地域活動者など10名。 年2回開催。	40	単町	
各団体負担金	県社会教育協議会等負担金。	141	単町	
町連合婦人会補助金	町内でのこども食堂の実施、こども園等での食育普及活動、 高齢化社会や環境浄化への対応、地域福祉の増進を図るため に、会員研修や事業を実施する。 補助率10/10。上限340千円。	300	単町	
PTA連合協議会補助金	町内小中学校のPTA活動の共通問題の解決に向けての実践や会 員相互の情報交換及び研修を実施。 補助率10/10。上限51千円。	10	単町	
教養講座	まなびタウン教養講座・寿大学での講師謝金。	100	単町	教養講座・寿大学とともに地区公民館 を会場としていたが、改修工事が終 了することによりまなびタウン を中心に展開する。
文化協会補助金	赤碕文化協会・東伯文化協会が団体や会員の相互の連携を保 ちながら郷土発展に寄与することを目的とした支援。 補助率 10/10。 上限28千円/団体	56	単町	
合計		1,596		
その他事業内容	教養講座の様子(ジオラマ作成講座) 			

令和7年度 事業説明書

1 基本情報

一般会計

事業番号	303	事業名	青少年育成啓発事業			事業区分	□新規 ■継続
担当課	社会教育課			担当係	生涯学習係		
予算区分	款	9 教育費	項	4 社会教育費	目	1 社会教育総務費	
まちづくり ビジョン	(2) 子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり				① 子どもの成長に寄り添い、まちの特色を活かした教育の推進		
	重点事業	ふるさとへの愛着を深める、地域に根ざした体験と学びの展開					

2 当該年度の事業費

(単位：千円)

	事業費	事業費財源内訳					備考	
		国庫支出金	県支出金	その他(収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
当初予算額	90	0	0	11	0	79	全国子ども会安全共済会 市町村事務費 1 県子ども会育成連絡協議 会助成金 10	
前年度予算額	45 (比較：45)				前々年度決算額		64 (比較：26)	
トータルコスト	2,191	一般職人件費		2,101 (0.3人)		会計年度職員人件費		(人)

3 事業の概要

事業の目的 (なんのために)	青少年の自主的な地域活動の促進と、地域における青少年の健全育成を実現するため、青少年健全育成協議会と子ども会活動の支援を行う。			
前年度からの 改善点等	青少年健全育成協議会事業を、292から移行し、青少年健全育成協議会と連携した事業展開を行う。			
前年度評価で 整理した 取り組みの内容	少人数により活動が出来ない子ども会に対して、活動状況の聞き取りや、少人数でも活動ができる提案や支援ができる研修会が必要。			
細事業等	内容	予算額 (千円)	財源内訳	前年度との変更点
青少年健全育成協議会補助金	青少年健全育成関係団体及び個人により構成。連絡連携と事業を実施することにより青少年健全育成を推進する。 補助率 10/10。 補助金45千円 (上限256千円)	45	単町	事業番号292から303に移行し、青少年育成啓発事業として更なる推進に取り組む。
子ども会活動支援事業	次年度の子ども会リーダーと育成者対象の研修会を開催すると共に、子どもが主体の子ども会運営の情報提供を行う。単位子ども会が成立しないところは、地区公民館単位での交流会等を実施。助言・相談支援。 講師謝金30千円、消耗品15千円	45	単町	
合計		90		
その他事業内容	子ども会リーダー研修会 			

令和7年度 事業説明書

1 基本情報

一般会計

事業番号	309	事業名	次世代ことうらっ子育て推進事業			事業区分	□新規 ■継続
担当課	社会教育課			担当係	生涯学習係		
予算区分	款	9 教育費	項	4 社会教育費	目	1 社会教育総務費	
まちづくり ビジョン	(2) 子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり				① 子どもの成長に寄り添い、まちの特色を活かした教育の推進		
	重点事業	ふるさとへの愛着を深める、地域に根ざした体験と学びの展開					

2 当該年度の事業費

(単位：千円)

	事業費	事業費財源内訳					備考	
		国庫支出金	県支出金	その他(収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
当初予算額	1,612	0	1,073	0	0	539		
前年度予算額	1,773 (比較：△161)				前々年度決算額		1,419 (比較：193)	
トータルコスト	4,414	一般職人件費		2,802 (0.4人)		会計年度職員人件費		(人)

3 事業の概要

事業の目的 (なんのために)	体験教室を通じた世代間交流や、ふるさとの自然や歴史の学びを通して、子どもの心身・想像力・生きる力、ふるさとを愛する心を育てる。 地域住民の参画を得て、子どもたちの学校以外の居場所を確保し、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。			
前年度からの改善点等	○こども塾で学んだ塾生を、中学生や高校生のジュニアリーダーとして自主的に活動できる人材育成に繋げる。 ○子どもパークは、参加者のアンケートや運営委員の意見等を元に、現在の教室内容を精査する。 ○放課後子ども教室の、水曜よりみちクラブ(赤碕)を本格的に稼働し、放課後の子どもの活動場所を充実させる。			
前年度評価で整理した取り組みの内容	○こども塾、子どもパークとも運営委員の後継者を見つけることが課題。 ○例年同じ内容だと参加者も固定化するため、実施内容を検討し、多くの参加者に経験の場を与えることが必要。 ○放課後子ども教室を他地区に広めることを進める。			
細事業等	内容	予算額 (千円)	財源内訳	前年度との変更点
家庭教育講座	乳幼児期・児童期の子どもを持つ保護者を対象とした家庭教育講座を開催し、子育ての支援を行う。 回数 小中学校 5 回、支援センター・公民館 4 回 内訳 講師謝金(小中学校) 12,000円×5 回、(支援センター・公民館) 10,000円×4 回、消耗品費2,000円×9回	118	県2/3、町1/3	
ことうらっ子どもパーク	ものづくり体験教室を通して、子どもの想像力・生きる力・科学や技術を学ぼうとする力を育成。 回数 年15回程度。運営委員会へ委託。 内容 工作、手芸、調理、実験等。 対象 小学生	561	県2/3、町1/3	
放課後子ども教室	放課後等に地域住民の見守りのもと、子どもが安心して活動できる場を提供する。地区公民館で学習や遊びなどを通して地域住民との交流を図る。 〔成美地区公民館〕みちくさクラブ 毎週水曜日の放課後 5月～3月(長期休暇、祝祭日は休み) 〔赤碕地区公民館〕水曜よりみちクラブ 第1、3、5水曜日の放課後 5月～3月(長期休暇、祝祭日は休み)	523	県2/3、町1/3	○放課後子ども教室を、成美地区公民館に加え、赤碕地区公民館でも年間を通して本格的に実施する。
琴浦こども塾	先人の生き方や教えに学びながら、地域の歴史・文化を通じた体験活動により、人間力・実行力のある人材を育成する。 回数 17回程度。運営委員会に委託。 内容 先人の生き方や教えの学び、茶道、地域学習等。 対象 小学4年生～中学1年生 委託料 410千円	410	県2/3、町1/3	
合計		1,612		
その他事業内容	ことうらっ子どもパーク「弁当づくり」 琴浦こども塾「ひまわりの苗植え」  			

令和7年度 事業説明書

1 基本情報

一般会計

事業番号	587	事業名	無盡庵管理			事業区分	□新規 ■継続	
担当課	社会教育課			担当係	学芸文化係			
予算区分	款	9 教育費		項	4 社会教育費	目	1 社会教育総務費	
まちづくり ビジョン	(2) 子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり				⑥ 歴史文化資源の活用と継承			
	重点事業	ふるさとへの愛着を深める、地域に根ざした体験と学びの展開						

2 当該年度の事業費

(単位：千円)

	事業費	事業費財源内訳					備考	
		国庫支出金	県支出金	その他(収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
当初予算額	134	0	0	0	0	134		
前年度予算額	134 (比較：0)				前々年度決算額	119 (比較：15)		
トータルコスト	834	一般職人件費		700 (0.1人)		会計年度職員人件費		(0人)

3 事業の概要

事業の目的 (なんのために)	地域住民の交流施設「無盡庵」として親しまれている旧桐谷家住宅の維持管理を行う。			
前年度からの改善点等				
前年度評価で整理した取り組みの内容	〇地域の方々の利用に不便をかけないように維持管理を行う。			
細事業等	内容	予算額 (千円)	財源内訳	前年度との変更点
維持管理事業	消耗品費 3千円	134	単町	
	光熱水費 82千円			
	建物災害共済保険料 7千円			
	清掃委託料 15千円			
	下水道使用料 27千円			
合計		134		
その他事業内容				

令和7年度 事業説明書

1 基本情報

一般会計

事業番号	320	事業名	一般管理			事業区分	□新規 ■継続	
担当課	社会教育課			担当係	生涯学習係			
予算区分	款	9 教育費		項	4 社会教育費	目	2 公民館費	
まちづくり ビジョン	(2) 子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のま ちづくり					⑤ 大人に対する学びの環境づくり		
	重点事業	ふるさとへの愛着を深める、地域に根ざした体験と学びの展開						

2 当該年度の事業費

(単位：千円)

	事業費	事業費財源内訳					備考	
		国庫支出金	県支出金	その他(収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
当初予算額	1,677	0	0	0	0	1,677		
前年度予算額	1,724 (比較：△47)				前々年度決算額		2,564 (比較：△887)	
トータルコスト	5,179	一般職人件費		3,502 (0.5人)			会計年度職員人件費	(人)

3 事業の概要

事業の目的 (なんのために)	各地区内自治会と連携した教育・学習事業の展開を通じて、地域住民自らが実生活に即した文化的教養を高めあうような環境を醸成しつつ、住民の教養の向上、生活文化の振興等を図る。また、地域の課題とその対応について学習し、その成果を地域づくりの実践につなげる。			
前年度からの改善点等				
前年度評価で整理した取り組みの内容	※事務費のため評価なし			
細事業等	内容	予算額 (千円)	財源内訳	前年度との変更点
9地区公民館施設修繕にかかる経費	9地区公民館において随時発生した修繕に対応する。	600	単町	
9地区公民館清掃作業にかかる経費	各地区公民館のトイレ・館内清掃 9館×12月×2,400円＝259,200円	260	単町	
9地区公民館保険料	「公民館総合補償制度」(行事傷害補償制度M型)への9地区分の掛金。	774	単町	
除雪機保険にかかる経費	除雪機保険(下郷・古布庄・成美・以西) 10,520円×4台＝42,080円	43	単町	
合計		1,677		
その他事業内容				